

新潟市消防局査察規程を次のように定める。

令和8年1月16日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第1号

新潟市消防局査察規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 査察

第1節 査察の基本（第3条－第9条）

第2節 査察の執行（第10条・第11条）

第3節 資料提出、報告徴収及び収去（第12条・第13条）

第4節 立入検査結果の処理（第14条）

第3章 違反処理

第1節 違反処理の基本（第15条－第17条）

第2節 警告（第18条・第19条）

第3節 事前手続（第20条）

第4節 命令（第21条－第26条）

第5節 特例認定の取消し（第27条）

第6節 許可等の取消し（第28条－第30条）

第7節 告発（第31条）

第8節 過料事件の通知（第32条）

第9節 代執行（第33条）

第10節 略式の代執行（第34条）

第4章 雑則（第35条－第38条）

附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号。以下「特監法」という。）及び新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づく立入検査及び違反処理について別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防法令 法、火取法、高圧法、液石法、石災法、特監法、条例その他防火に関する規定をいう。
- (2) 査察 立入検査、違反処理、火災予防のための調査及び指導を含む行政作用をいう。
- (3) 立入検査 法第4条第1項、第16条の3の2第2項及び第16条の5第1項、火取法第43条第1項、高圧法第62条第1項、液石法第83条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに石災法第40条第1項の規定による立ち入りを行い、消防法令違反について関係者に指摘し、その是正を促す行政作用をいう。
- (4) 火災危険等 火災の予防に危険であると認める状態、消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める状態又は火災が発生したならば人命に危険であると認める状態をいう。

- (5) 是正指導 消防法令違反の事実又は火災危険等があることを通知し、自主的な是正又は排除を促す行政指導をいう。
- (6) 違反処理 消防法令違反の是正、火災危険等の排除を図るための警告、命令、特例認定の取消し、許可の取消し、認定の取消し、登録の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行による行政上の措置をいう。
- (7) 警告 消防法令違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合は、法的措置をもって対処することの意思表示をいう。
- (8) 命令 消防法令の規定により、特定の者に対して罰則の裏付けによって消防法令違反の是正又は火災危険等の排除を促す意思表示をいう。
- (9) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により、捜査機関に対して消防法令違反の事実を申告し、違反者の訴追を求めることをいう。
- (10) 過料事件の通知 非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条の規定に基づき、消防法令に違反した者に対し、その者の住所地を管轄する地方裁判所に通知することをいう。
- (11) 代執行 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、命令による代替的作為義務の履行すべき行為を命令者自らが行い、又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。
- (12) 略式の代執行 法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定により、法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置を講じることをいう。
- (13) 査察員 消防職員のうち、査察に従事する者をいう。

## 第2章 査察

### 第1節 査察の基本

(査察の執行)

第3条 消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、この規程の定めるところ

により所属職員に管轄区域内の査察対象物について査察を行わせるものとする。

(執行区域)

第4条 消防署長は、査察を効果的に執行するため、新潟市消防職員担当管区規程（昭和27年消防本部訓令第10号）に基づき、査察の執行区域を定めるものとする。

(査察対象物の区分及び執行基準)

第5条 査察対象物の区分及び執行基準は、別表第1のとおりとする。

(査察計画)

第6条 消防長等は、査察を適正かつ効果的に実施するため、前条の執行基準に基づき、査察員に査察計画を作成させるものとする。

(査察の種別)

第7条 査察の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期査察 消防局及び消防署が前条の査察計画に基づき実施する査察
- (2) 特別査察 消防局が特別に実施する査察
- (3) 臨時査察 消防局及び消防署が臨時に実施する査察

(査察の留意事項)

第8条 査察員は常に関係法令その他査察に必要な知識の修得を図り、査察技能の向上に努めるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 査察前に必要な情報をまとめ、査察対象物の実態把握に努めること。
- (2) 服装は、特に指示ある場合のほか常装とすること。
- (3) 感電、転落等の事故、誤操作及び機器の起動等に伴う事故の防止を図るため、立会者に査察対象物内の機器等の操作を求めること。
- (4) 査察の結果、改善を必要とするものについては、関係者にその法的根拠を明らかにし、懇切に指導すること。
- (5) 民事的紛争に関与しないこと。

(情報管理)

第9条 消防長等は、査察に必要な情報を記録するため、別に定める査察対象物台帳（以下「台帳」という。）を査察員に作成させ、管理させるとともに、査察を執行したときは、速やかにその結果を台帳に記録させるものとする。ただし、緊急を要するもの又は重大な事案が発生若しくは判明したときは、その都度消防長等に報告し指示を受けるものとする。

2 査察員は、台帳を適切に管理及び整理し、内容に変更があったときは、速やかにその内容を台帳に反映させなければならない。

## 第2節 査察の執行

（査察事項）

第10条 査察員は、必要に応じて、次に掲げる事項の位置、構造、設備及び管理の状況等の全部又は一部について査察を行うものとする。

- （1） 建築物その他の工作物
- （2） 火気使用設備及び器具
- （3） 電気設備及び器具
- （4） 法第17条に規定する消防用設備等
- （5） 危険物施設
- （6） 少量危険物、指定可燃物
- （7） ガス及び火薬類関係施設
- （8） 毒物、劇物、無水硫酸、生石灰
- （9） 放射性物質関係施設
- （10） 避難施設及び防火施設
- （11） 防災対象物品
- （12） 消防計画、予防規程及び防災規程
- （13） 防火管理者、危険物保安監督者、法第36条に定める防災管理者、石災法第17条に定める防災管理者等の業務遂行状況

(14) その他必要と認める事項

(事前通告)

第11条 消防長等は、立入検査を行うときは、当該消防対象物の関係者に事前に通告するものとする。ただし、事前に通告することが適当でないとき、この限りでない。

2 消防長等は、立入検査を行うときは、当該消防対象物の関係者又はその他の責任のある者（以下「関係者等」という。）の立会い及び関係資料の準備を求めるものとする。ただし、立入検査執行上支障がないと判断したときは、関係者等の承諾を得て立会者不在で立入検査を実施することができる。

3 立入検査に際し、正当な理由がなくこれを拒み、妨げ又は忌避した者があるときは、立入検査の要旨を説明し、なお応じないときは、その旨を消防長等に報告して指示を受けるものとする。

第3節 資料提出、報告徴収及び収去

(資料の提出及び報告の徴収)

第12条 消防長等は、火災の予防に必要があると認めるときは、関係者に、必要な資料の提出又は必要な事項の報告を求めるものとする。

2 消防長等は、前項の規定により資料の提出又は報告を求めた場合で、関係者がこれを拒否するときは、法第4条第1項、第16条の3の2第2項若しくは第16条の5第1項、火取法第42条、高圧法第61条第1項、液石法第82条第1項、第2項若しくは第83条の2第1項、石災法第39条又は特監法第7条の規定により、関係者に資料の提出又は報告を命ずるものとする。

3 消防長等は、前2項の規定により関係者から提出された資料について、紛失、毀損等をしないように保管し、保管の必要がなくなったときは、当該資料を返還するものとする。ただし、関係者が当該資料の返還を求めないときは、この限りでない。

(危険物、火薬類、高圧ガス又は液化石油ガスの収去)

第13条 消防長等は、法第16条の5第1項、火取法第43条第1項、高圧法第62条第1項又は液石法第83条第1項若しくは第3項の規定により危険物、火薬類、高圧ガス又は液化石油ガス（以下「危険物等」という。）であることの疑いのある物を収去するときは、収去証を当該消防対象物の関係者に交付するものとする。

2 危険物等の収去を拒否するときは、前条第2項の規定により資料の提出を命じ、前条第3項の規定に準じて処理するものとする。

#### 第4節 立入検査結果の処理

（立入検査結果の通知）

第14条 消防長等又は査察員は、消防法令違反の事実又は火災危険等があることを確認したときは、立入検査結果を文書により関係者に通知するものとする。ただし、口頭の是正指導により、直ちに消防法令違反が是正又は火災危険等が排除されたときは、この限りでない。

2 消防長等又は査察員は、前項の規定により立入検査結果の通知を行うときは、期限を定めて、関係者に消防法令違反の是正又は火災危険等の排除についての計画の提出を求めるものとする。

3 消防長等は、前項の計画が期限までに提出されないとき、当該計画において関係者が自ら設定した是正期限を経過したとき、又はその他必要があると認めるときは、消防法令違反の是正又は火災危険等の排除の状況を確認するものとする。

### 第3章 違反処理

#### 第1節 違反処理の基本

（違反処理の原則）

第15条 消防長等又はその他の消防吏員は、是正指導により、消防法令違反の是正又は火災危険等の排除について十分な効果が得られないと認めるときは、時機を失することなく厳正公平に必要な違反処理を行わなければならない。

2 違反処理は、この章並びに法、石災法及び条例は別表第2、火取法は別表第2-2、

高压法は別表第2-3又は液石法及び特監法は別表第2-4に掲げる違反処理基準（以下「違反処理基準」という。）に定めるところにより行うものとする。ただし、消防法令違反を是正し、又は火災危険等を排除するため、特に必要があると認めるときは、違反処理基準に定める措置区分によらず違反処理を行うことができる。

3 消防長等は、消防法令違反又は火災危険等が認められる場合で、違反処理基準に該当しないものは、継続的に是正指導を行うものとする。

4 消防長等は、違反処理基準に従って違反処理することが、行政上適切でない合理的理由が存すると認めるときは、措置を留保することができる。

（違反処理の区分及び主体）

第16条 違反処理の区分及び主体は、次の表のとおりとする。

区分	主体
警告	消防長、消防署長
命令	消防長、消防署長、その他の消防吏員
特例認定の取消し	消防署長
許可、登録及び認定の取消し	消防長
告発	消防長、消防署長
過料事件の通知	消防長、消防署長
代執行	消防長、消防署長
略式の代執行	消防署長

（違反調査）

第17条 消防長等は、違反処理又は違反処理の留保を行おうとするときは、必要な調査を査察員に実施させるものとする。ただし、立入検査により明らかな事項については、この限りでない。

2 査察員は、前項の規定による調査を実施したときは、調査した結果を速やかに消防長

等に報告しなければならない。

## 第2節 警告

(警告)

第18条 消防長等は、警告を行うときは、履行期限を付して関係者に警告書を交付するものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、口頭で行うことができる。

2 消防長等は、警告を行ったときは、必要に応じて期限を定め、当該警告した事項の履行について、関係者に計画書の提出を求めるものとする。

3 消防長等は、第1項の規定により口頭で警告を行ったときは、速やかに警告書を関係者に交付するものとする。ただし、警告した事項が直ちに履行されたとき、又は警告書を交付する前に命令を行ったときは、この限りでない。

4 消防署長は、警告を行ったときは、関係書類を添付して当該警告の内容を速やかに消防長へ報告するものとする。

5 消防長は、警告を行ったときは、管轄の消防署長に関係書類の写しを送付するものとする。

(履行確認)

第19条 消防長等は、警告を行った場合で、履行期限が経過したとき、又はその他必要があると認めるときは、当該警告した事項の履行状況を確認するものとする。

## 第3節 事前手続

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第20条 この規程において、聴聞又は弁明の機会の付与が必要な不利益処分は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 この規程において、聴聞又は弁明の機会の付与に係る取扱いは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）により行うものとする。

## 第4節 命令

(消防長等による命令)

第21条 命令は、履行期限を付して、命令書の交付により行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、口頭で行うことができる。この場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

2 消防長等は、命令を行ったときは、必要に応じて期限を定め、関係者に当該命令した事項の履行について、計画書の提出を求めるものとする。

3 消防署長は、命令を行ったとき、又は次条の規定による報告を受けたときは、当該命令の内容を速やかに消防長へ報告するものとする。

4 消防長は、命令を行ったときは、管轄の消防署長に関係書類の写しを送付するものとする。

(消防長等以外の消防吏員による命令)

第22条 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員（消防長等を除く。以下この条において同じ。）が、命令を行うものとする。ただし、消防長等が当該命令を行う必要があると認めるときは、前条の規定に準じて命令を行うものとする。

2 消防吏員は、命令を行ったときは、当該命令の内容を速やかに所轄の消防署長に報告するものとする。

(教示)

第23条 命令書によって命令を発令するとき、又は利害関係人から教示を求められたときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定により、必要な教示をしなければならない。

(公示)

第24条 消防長等は、別表第5に掲げる消防法令の規定により命令又は認定の取消しを行ったときは、別に定める方法により公示を行うものとする。

(履行の催告)

第25条 消防長等は、第21条の規定により命令を行った場合で、当該命令した事項が履行期限を経過しても履行されていないと認めるときは、必要に応じて関係者に催告書を交付し、直ちに履行することを促すものとする。

(命令の解除)

第26条 消防長等は、命令事項の履行によって命令の効力が消滅したとき、若しくは一部の違反事項が是正され、若しくは代替措置等が講じられたことにより、受命者から命令の解除の申し出があったとき、又はその事実を知ったときは、その状況を確認し、命令の解除要件を満たすと認めた場合は、命令解除通知書を交付し、命令の解除を行うものとする。

2 消防署長は、前項の規定により命令を解除したときは、速やかに消防長へ報告するものとする。

3 消防長は、第1項の規定により命令を解除したときは、管轄の消防署長に関係書類の写しを送付するものとする。

#### 第5節 特例認定の取消し

(特例認定の取消し)

第27条 消防署長は、法第8条の2の3第6項（第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特例認定を取り消すときは、特例認定取消書を交付するものとする。

2 消防署長は、特例認定の取消しを行ったときは、速やかに消防長へ報告するものとする。

#### 第6節 許可等の取消し

(許可の取消し)

第28条 消防長は、法第12条の2第1項、火取法第8条、第17条第3項、第25条第3項若しくは第44条、高圧法第9条若しくは第38条第1項又は液石法第37条の

7 第 1 項の規定により許可を取り消すときは、許可取消書を交付するものとする。

(登録の取消し)

第 29 条 消防長は、高圧法第 5 3 条又は液石法第 2 5 条若しくは第 2 6 条の規定により登録を取り消すときは、登録取消書を交付するものとする。

(認定の取消し)

第 30 条 消防長は、液石法第 3 5 条の 3 又は第 3 5 条の 1 0 の規定により認定を取り消すときは、認定取消書を交付するものとする。

#### 第 7 節 告発

(告発)

第 31 条 消防長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき。
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき。
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき。

2 消防署長が告発を行うときは、事前に消防長と協議するものとする。

3 消防署長は、第 1 項の規定により告発を行ったときは、当該告発の内容を速やかに消防長に報告するものとする。

4 消防長は、告発を行ったときは、管轄の消防署長に関係書類の写しを送付するものとする。

#### 第 8 節 過料事件の通知

(過料事件の通知)

第 32 条 消防長等は、別表第 6 に掲げる過料事件の通知が必要な消防法令違反が認められるときは、過料事件の通知を行うものとする。

2 消防署長は、前項の通知を行ったときは、当該通知の内容を速やかに消防長に報告するものとする。

3 消防長は、第 1 項の通知を行ったときは、管轄の消防署長に関係書類の写しを送付す

るものとする。

## 第9節 代執行

(代執行)

第33条 消防長等は、次の各号のいずれかに該当する場合で、その他の方法によってはその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うものとする。

(1) 命令した事項を履行しない場合

(2) 命令した事項を履行しても十分ではない場合

(3) 命令した事項に履行期限が付されている場合において、履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき。

2 消防署長は、代執行を行うときは、事前に消防長と協議を行うものとする。

3 消防署長は、代執行を完了したときは、速やかに当該措置の内容を消防長へ報告するものとする。

4 消防長は、代執行を行ったときは、管轄の消防署長に關係書類の写しを送付するものとする。

## 第10節 略式の代執行

(略式の代執行)

第34条 消防署長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができず、当該命令を発することができないときは、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、当該職員に法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

2 消防署長は、前項の規定により略式の代執行を行ったときは、直ちにその旨及び当該措置の内容を消防長に報告するものとする。この場合において、法第3条第2項又は第5条の3第3項の規定により物件を保管するときは、その旨及び当該物件の名称を併せ

て報告するものとする。

- 3 消防長は、法第5条の3第2項の規定による公告を行うときは、新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）に定める方法その他別に定める方法により行うものとする。

#### 第4章 雑則

（送達）

第35条 警告書、命令書、催告書、命令解除通知書その他別に定める文書（以下「警告書等」という。）は、原則として、名宛人に直接交付し、受領書に署名押印を求めるものとする。ただし、特別の事由があるときは、郵送により送達することができる。

- 2 前項の規定により警告書等を郵送するときは、到達した事実が確認できる方法により郵送するものとする。

- 3 第1項の規定により警告書等を送達する場合で、名宛人の住所が不明のため郵送できないときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第110条の規定により、公示送達を行うものとする。

（他市町村長等への通知及び速報）

第36条 消防署長は、法第11条の5第2項の規定による命令を行ったときは、法第11条第1項の規定による許可を行った市町村長等（法第11条第2項に規定する市町村長等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 消防署長は、前項の規定によるほか、法第11条の5第2項又は法第16条の3第4項の規定による命令を行ったときは、法第11条第1項の規定による許可を行った市町村長等又は当該移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する消防署長に速やかに報告するものとする。

（関係機関との連携）

第37条 消防長等は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、主管行政庁に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な情報提供及び連絡

調整を行い、改善指導に努めるものとする。

2 消防長等は、他法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講ずる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、違反事実の把握に努め、ほかに手段がないときは、法第35条の13の規定に基づく照会を行うなど、適切な措置を講ずるよう相互の連携に努めるものとする。

3 消防長等は、違反処理について関係機関より協力を求められたとき、必要に応じて協力するものとする。

(委任)

第38条 この規程の実施について必要な事項は消防長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(新潟市火災予防査察規程の廃止)

2 新潟市火災予防査察規程（昭和62年新潟市消防局訓令第7号）は、廃止する。

(新潟市火災予防違反処理規程の廃止)

3 新潟市火災予防違反処理規程（平成15年新潟市消防局訓令第2号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この規程の施行日前における新潟市火災予防査察規程及び新潟市火災予防違反処理規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

別表第1 (第5条関係)

査察対象物の区分及び執行基準

ランク	区分					執行基準
	① 特定防火対象物	② 非特定防火対象物 (区分③を除く)	③ 単体の共同住宅	④ 危険物製造所等	⑤ その他の消防対象物	
A	消防長が指定する対象物			<ul style="list-style-type: none"> <li>法第13条に規定する保安監督者選任義務を有する対象物</li> <li>法第14条の2に規定する予防規程を定めなければならない対象物</li> <li>石災法第2条第6号に規定する特定事業所</li> <li>上記を除く消防長等が指定する対象物</li> </ul>		年1回以上
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者選任義務を有する対象物 (第36条第1項において準用する場合を含む。)</li> <li>法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物定期点検報告制度に該当する対象物のうち第8条の2の3第1項に規定する特例認定を受けない対象物 (第36条第1項において準用する場合を含む。)</li> <li>延べ面積1,000㎡以上の対象物 (特例認定を受けた対象物を除く。)</li> <li>上記を除く消防長等が指定する対象物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者選任義務を有する対象物 (第36条第1項において準用する場合を含む。)</li> <li>法第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項に規定する防災管理点検報告制度に該当する対象物のうち第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項に規定する特例認定を受けない対象物</li> <li>延べ面積3,000㎡以上の対象物 (特例認定を受けた対象物を除く。)</li> <li>上記を除く消防長等が指定する対象物</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>A、C、E及びFランクを除く対象物</li> </ul>		2年に1回以上
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>A、B、D及びFランクを除く対象物</li> <li>法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物定期点検報告制度に該当する対象物のうち第8条の2の3第1項に規定する特例認定を受けた対象物 (第36条第1項において準用する場合を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Bランクを除く延べ面積500㎡以上の対象物</li> <li>法第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項に規定する防災管理点検報告制度に該当する対象物のうち第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項に規定する特例認定を受けた対象物</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>火取法第3条に規定する製造所</li> <li>火取法第12条に規定する火薬庫</li> <li>高圧法第5条第1項に規定する第一種製造施設</li> <li>液石法第37条の4に規定する充てん設備</li> </ul>		3年に1回以上
D			延べ面積500㎡以上の対象物			4年に1回以上
E			延べ面積150㎡以上500㎡未満の対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>火取法第5条に規定する販売所 (競技用紙雷管を除く。)</li> <li>高圧法第49条に規定する容器検査所</li> <li>液石法第3条に規定する販売所</li> <li>液石法第29条に規定する保安機関の事務所</li> </ul>		5年に1回以上
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第10条第1項第1号ロに規定する対象物</li> <li>条例第35条第1項第2号に規定する対象物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B及びCランクを除く対象物</li> <li>条例第35条第1項第2号に規定する対象物</li> </ul>	条例第35条第1項第2号に規定する対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>火取法第5条に規定する販売所のうち競技用紙雷管の販売所</li> <li>火取法第11条但し書き (火薬類取締法施行規則 (昭和25年省令第88号) 第15条) に規定する火薬庫外貯蔵所</li> <li>高圧法第5条第2項に規定する第二種製造施設</li> <li>高圧法第16条に規定する第一種貯蔵所</li> <li>高圧法第17条の2に規定する第二種貯蔵所</li> <li>高圧法第20条の4に規定する販売所</li> <li>高圧法第24条の2に規定する特定高圧ガス消費施設</li> <li>液石法第36条に規定する貯蔵施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第9条の3の規定による圧縮アセチレンガス等の届け出をしなければならない対象物</li> <li>法第17条及び条例第35条の規定による消防用設備等を設置しなければならない対象物</li> <li>火取法第25条に規定する消費場所</li> <li>火取法第27条に規定する廃棄場所</li> <li>条例第49条の規定による火を使用する設備等の届け出をしなければならない対象物</li> <li>条例第51条の規定による少量危険物、指定可燃物の届け出をしなければならない対象物</li> <li>上記を除く対象物</li> </ul>	消防長等が必要と認めるとき

注 延べ面積150㎡未満かつ、消防法令等による消防用設備等の設置義務のない査察対象物はランク対象外とする。

別表第2（第15条関係）

違反処理基準

(1) 屋外における火災予防に危険な行為等（法第3条第1項）

も の 次 の 行 為 又 は 物 件 で 火 災 の 予 防 に 危 険 で あ る と 認 め る も の 又 は 消 火 、 避 難 そ の 他 の 消 防 の 活 動 に 支 障 に な る と 認 め る	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備 (法第3条)					<p>【事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行為の禁止 火花を発生する行為を、可燃性蒸気（ペーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの</li> <li>禁止、消火の準備 工事現場などで、不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発生する行為を行っているもの</li> <li>たき火の禁止 たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの ※ たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について ア 炭化部分の剥離、灰化し始めた状態 イ 継続的なたき火による炭化</li> <li>行為の禁止、消火の準備 危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの</li> </ol> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
	2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末 (法第3条)					<p>【事例】</p> <p>残火の始末 神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
	3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理 (法第3条)					<p>【事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>危険物の除去 屋外において、オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れペーパーが発生しているもの</li> <li>物件の除去 (1) 焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの (2) 少量危険物が無届、かつ、条例の基準に適合せず貯蔵されているもの ※ 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。</li> </ol> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
	4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去 (法第3条)					<p>【事例】</p> <p>物件の除去、整理 (1) 避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合 (2) 敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

(2) 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第5条第1項）

防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、次の状況が認められるもの	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、(3)の一次措置による火災予防に危険な行為等（法第5条の2第1項）（以下「違反処理基準(3)」という。）の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改修命令                     <ol style="list-style-type: none"> <li>厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの</li> <li>変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの</li> <li>配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの</li> <li>ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの</li> <li>厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの</li> </ol> </li> <li>工事の停止又は中止命令                     <ol style="list-style-type: none"> <li>塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの</li> </ol> </li> </ol> <p>【履行期限】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</li> <li>工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。</li> </ol>	
2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>堅穴区画に設けられた防火戸若しくは防火シャッター（以下「防火戸等」という。）又は防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの</li> <li>機能不良（自火報連動防火戸等の連動不良、ドアチェックの取り外し）</li> <li>鉄製の防火戸等を木製等の扉に変更しているもの</li> <li>防火戸等をボルト等で固定し閉鎖できないもの</li> </ol> </li> <li>堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの</li> <li>配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの</li> <li>避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの</li> <li>階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの</li> <li>階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの</li> <li>階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの</li> <li>階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの</li> </ol> </li> <li>非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>※1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「違反処理基準(5)防火管理関係違反」で処理する。</li> <li>※2 令別表第1 6項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。</li> </ol> </li> </ol> <p>【履行期限】</p> <p>改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>	

3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令 (法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	<b>【事例】</b> 1 防火性能を有する防火対象物を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする。 (1) スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの (2) 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの 2 内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり建築基準法令に適合していないもの。  <b>【履行期限】</b> 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令 (法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	<b>【履行期限】</b> 改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(3) 防火対象物における火災予防に危険な行為等 (法第5条の2第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等 (法第5条の2第1項第1号)					<b>【適用要件の意義】</b> 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第5項、第8条の2第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項、第17条の4第2項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次の(1)～(3)の場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。 (1) 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの (2) 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの (3) 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない  <b>【履行期限】</b> 原則、即時

<p>2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	<p>使用禁止命令等 (法第5条の2第1項第2号)</p>				<p>【事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>火気使用設備等の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの (炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの)</li> <li>直通階段が一つの雑居ビルで、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの       <ol style="list-style-type: none"> <li>階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸等が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの</li> <li>火気使用場所の存する階の防火戸等が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸等が撤去されているもの</li> <li>利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの</li> </ol> </li> <li>個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの       <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用出入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの</li> <li>スプリンクラー設備(スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備)が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</li> </ol> </li> </ol> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>使用禁止命令等 (法第5条の2第1項第2号)</p>		<p>【事例】</p> <p>次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存して消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの       <ol style="list-style-type: none"> <li>厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 火気使用設備等自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</li> </ul> </li> <li>火気設備や排気ダクトの内部に油かす等の堆積物があり、継続使用することで堆積物が熱を受けるなどして火災が発生するおそれがあるもの。</li> <li>排熱筒が本部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの</li> <li>配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの</li> <li>劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの</li> <li>定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等)</li> </ol> </li> <li>防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備(スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備)が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの       <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。</li> </ul> </li> <li>主要構造部、防火区画・内装の構造・材料が不適なもの       <ol style="list-style-type: none"> <li>主要構造部が構造不適となっているもの</li> <li>防火区画が設置されていないもの又は過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっており、延焼拡大するおそれがあるもの</li> <li>避難施設等(廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置)が設置されていないもの又は過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっており、火災時に避難困難となるおそれがあるもの</li> <li>内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの材料が広範囲にわたり不適であり、延焼拡大や火災時に避難困難となるおそれがあるもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「過半にわたり」とは、防火対象物の階ごとの過半や全体での過半を考慮し判断するものとする。</li> </ul> </li> </ol> <p>なお、措置の適用範囲については、不適部分の規模や内容から「警察比例の原則」を考慮した範囲とする。</p> </li> </ol> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

(4) 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第5条の3第1項）

次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備 （法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	違反処理基準（3）の一次措置による （法第5条の2）			<b>【事例】</b> 1 行為の禁止 防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの 2 物件の使用禁止 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの 3 行為の禁止 修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの 4 物件の使用停止 ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの  <b>【履行期限】</b> 原則、即時
	2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末 （法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	違反処理基準（3）の一次措置による （法第5条の2）			<b>【事例】</b> 1 残火の始末 炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの  <b>【履行期限】</b> 原則、即時
	3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理 （法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	違反処理基準（3）の一次措置による （法第5条の2）			<b>【事例】</b> 1 物件の除去 （1）防火対象物内において少量危険物が無届、かつ、条例の基準に適合せず貯蔵されているもの （2）階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫代わりに使用し、次の物件のいずれかが存置されているもの ア ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 イ 大量な化繊の衣装 ウ ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 エ 本、雑誌、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 （3）使用中の火気使用設備等の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの ※1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「違反処理基準（5）防火管理関係違反」において処理する。（「備考 違反処理基準の運用」参照） ※2 法第5条の3における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由（荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係ある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等）があると認められない状態にあることをいう。  <b>【履行期限】</b> 原則、即時
	4 放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理又は除去 （法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	違反処理基準（3）の一次措置による （法第5条の2）			<b>【事例】</b> 1 物件の整理、除去 （1）物件が存置されていることにより、容易に通行することが困難なもの （2）物件が存置されていることにより、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの （3）防火戸等の閉鎖障害となる物件存置 （4）特別避難階段附室、非常用エレベーター附室の消防活動の障害となる物件存置 （5）非常用出入口の障害となる物件存置 （6）屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置 ※ 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「（5）防火管理関係違反」において処理する。

【履行期限】

原則、即時とするが、物件の状況により「〇年〇月〇日〇時〇分まで」のように具体的な期限を設定する。

【争訟事例】

本争訟事例は、消防法第5条の3第1項に基づき火災の予防に危険である物件又は消防の活動に支障となる物件を除去することを命じた処分取消請求事件で、火災の予防に危険である物件又は消防の活動に支障となる物件の判断基準を示し、その適用例を判示した争訟事例である。

（事例概要）

本事例は、消防署長が防火対象物（建築面積66㎡、延べ床面積約406㎡、鉄骨造陸屋根7階建て。以下「本件建物」という。）の5階通路部分に設置された木製本棚2台及び同本棚に収納された書籍等並びに7階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー2台及び同ロッカー2台に収納された冊子等を除去することを命じた処分に対して、占有者が当該処分取消しを求めたもの。

（裁判要旨）

1 消防法第5条の3第1項の要件の判断基準

次の（1）～（3）の事情等を勘案した上で、物件が存在することにより、火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険や避難、消火などの消防活動上の支障が具体的に認められるときに、当該物件が消防法第5条の3第1項の措置命令の対象となり得る。

- (1) 当該物件の性状及びその設置状況（形状・性質、可燃物の量、設置場所の状況等）
- (2) 当該防火対象物の状況（構造、規模、用途、避難経路の状況、消防用設備等の設置状況等）
- (3) 当該防火対象物の防火上の管理の状況

2 「5階通路部分に設置された木製本棚2台及び同本棚に収納された書籍等」の除去命令は適法

(1) 火災予防の危険性について

本件建物が、守衛による入退場の管理は行われておらず、不特定の第三者による侵入が可能な構造にある小規模な雑居ビルであり、共用部分である通路に可燃物である木製本棚及び約300冊という大量の可燃物である書籍等が扉もなくすぐ手が届く状態で収納されている状況であることから、放火等による火災発生の可能性が具体的に認められ、「火災の予防に危険である物件」にあたる。

(2) 避難の支障について

放火により木製本棚及び書籍等が燃焼した場合、比較的狭い5階の通路部分のほか、その上方階の階段室に熱と煙が充満することで、本件建物の唯一の避難経路である屋内階段の通行が困難となることから、避難の支障が具体的にありと認められ、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」にあたる。

- (3) (1) 及び (2) のとおり、消防法第5条の3第1項の要件を満たすことから、「5階通路部分に設置された木製本棚2台及び同本棚に収納された書籍等」の除去命令は適法である。

3 「7階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー2台及び同ロッカー2台に収納された冊子等」の除去命令は違法

(1) 火災予防の危険性について

各スチール製ロッカーは、上段にガラス製引き戸、下段にスチール製引き戸が付いており、常時施錠されていることから、同ロッカー内の冊子等への放火の具体的な可能性が認められないため、「火災の予防に危険である物件」に該当しない。

(2) 避難の支障について

(1) のとおり、冊子等に放火されることや他の居室から発生した火災が塔屋階まで到達し冊子等に延焼する具体的な危険が認められないため、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

また、スチール製ロッカーは、設置状況から本件建物において火災が発生した際に7階塔屋階を通り屋上へ避難する場合に通常人が容易に通行することが可能な程度の空間が確保されていることから、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

- (3) (1) 及び (2) のとおり、消防法第5条の3第1項の要件を欠き、「7階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー2台及び同ロッカー2台に収納された冊子等」の除去命令は違法であるとして当該処分を取り消す。

(4) 消防法第8条の2の4及び条例に基づく避難施設の管理について

スチール製ロッカー1台及び同ロッカー内の冊子等については、消防法第5条の3第1項の要件に該当する物件にあたるにしても、火災の予防上の危険性や避難の支障となる可能性が一般的・抽象的に認められないとまではいえないことから、避難施設上必要な施設に避難の支障となる物件をみだりに存置されないように管理している状態にあるとはいえず、消防法第8条の2の4及び条例（避難施設の管理）違反の状態にあることから、当該違反状態の解消をするため、是正措置をとるべき立場にあるとされた。

(5) 防火管理関係違反（法第8条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	違反処理基準（3）の一次措置による（法第5条の2）	<p>【留意事項】</p> <p>1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>2 防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間から1か月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
2 防火管理業務不適正	(1) 消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	<p>【履行期限】</p> <p>2週間以内（防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。）</p>
	(2) 消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	<p>【事例】</p> <p>自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間以内（防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）</p>
	(3) 消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、第3の適用要件に該当する場合	<p>【事例】</p> <p>消火・避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>1か月以内（規模、用途に応じて設定する。）</p>
	(4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	<p>【留意事項】</p> <p>音響装置停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする。</p> <p>【事例】</p> <p>消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。</p> <p>※1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までには是正されていない場合は、「違反処理基準（9）消防用設備等に関する基準違反」により処理する。</p> <p>※2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。</p> <p>【履行期限】</p> <p>点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する。</p>
	(5) 火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合

	指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	【事例】 劇場等その他消防長(消防署長)が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持込みを行っているもの ※ 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。  【履行期限】 原則、即時
(6)	避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	【事例】 1 防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの (1) 堅穴区画に設けられた防火戸等に何らかの処置(くさび等)をし、閉鎖できなくしているもの (2) 階段、出入口、廊下又は通路に物件が存置されているもの (3) 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの ※1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「(2) 防火対象物における火災予防に危険な行為等(法第5条第1項)」により処理する。 ※2 繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。  【履行期限】 2週間以内
(7)	劇場等の定員管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	【事例】 劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。 なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「違反処理基準(3) 防火対象物における火災予防に危険な行為等(法第5条の2第1項)」により処理する。  【履行期限】 原則、即時

(6) 統括防火管理関係違反(法第8条の2)

一次措置 適用要件	措置内容	二次措置 適用要件	措置内容	三次措置 適用要件	措置内容	事例、履行期限等	
1 統括防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第8条の2第5項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	【留意事項】 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。  【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。	
2 統括防火管理業務不適正	(1) 全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。 (統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。)
	(2) 全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	【事例】 自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの  【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。 (統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。)

(3) 避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適合	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	<b>【事例】</b> 1 共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの (1) 堅穴区画に設けられた防火戸等に何らかの処置(くさび等)をし、閉鎖できなくしているもの (2) 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの (3) 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの ※1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「違反処理基準(2) 防火対象物における火災予防に危険な行為等(法第5条第1項)」により処理する。 ※2 繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。  <b>【履行期限】</b> 2週間以内
----------------------------	----	------------	-----------------------	------------------------------------	-------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(7) 防火対象物点検報告(法第8条の2の2及び法第8条の2の3)

一次措置 適用要件	措置内容	二次措置 適用要件	措置内容	三次措置 適用要件	措置内容	事例、履行期限等
1 防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すこと (法第8条の2の2第4項)					<b>【事例】</b> 点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの  <b>【履行期限】</b> 原則、即時
2 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すこと (法第8条の2の3第8項)					<b>【適用要件の意義】</b> 1 防火対象物点検報告義務対象物であるもの 2 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの  <b>【履行期限】</b> 原則、即時
3 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し (法第8条の2の3第6項)					<b>【適用要件の意義】</b> 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。  <b>【履行期限】</b> なし
4 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの						
5 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

(8) 自衛消防組織の設置に関する違反(法第8条の2の5)

一次措置 適用要件	措置内容	二次措置 適用要件	措置内容	三次措置 適用要件	措置内容	事例、履行期限等
自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令 (法第8条の2の5第3項)	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準(3)の適用要件に該当する場合	違反処理基準(3)の一次措置による (法第5条の2)	<b>【留意事項】</b> 1 自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができるものと認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 2 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長又は消防署長に届出させる必要がある。  <b>【履行期限】</b> 2週間から1か月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

(9) 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第17条第1項又は第3項）

一次措置 適用要件	措置内容	二次措置 適用要件	措置内容	三次措置 適用要件	措置内容	事例、履行期限等																																				
消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項）	二次措置が不履行で、かつ、違反処理基準（3）の適用要件に該当する場合	違反処理基準（3）の一次措置による（法第5条の2）	<p>【措置対象（例示）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>技術基準に従って設置されていないと認めるもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>全体に未設置</li> <li>一部未設置のうち、階又は防火対象物の過半にわたるもの</li> </ol> </li> <li>技術基準に従って維持されていないと認めるもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備の受信機が作動しないもの</li> <li>自動火災報知設備の感知器回路の断線等により、防火対象物の全体又はその部分が未警戒となっている場合</li> <li>一の階のすべての避難器具が使用不能の場合</li> <li>非常電源が設置されていないもの                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 音響装置停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令を発する。</li> <li>※2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> <p>【履行期限（例示）】</p> <p>履行期限は、次の工事日数を参考にして検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果           <p>全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が60日以内</li> <li>延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が90日以内</li> <li>延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が120日以内</li> </ol> </li> <li>業者が試算した工事日数例           <p>例1：RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>見積り日数</th> <th>着工届から設置届までの日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>30日</td> <td>60日</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>30日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>30日</td> <td>60日</td> </tr> </tbody> </table> <p>例2：RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>見積り日数</th> <th>着工届から設置届までの日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>30日</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>30日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>30日</td> <td>90日</td> </tr> </tbody> </table> <p>例3：RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>見積り日数</th> <th>着工届から設置届までの日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>40日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>40日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>40日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table> <p>例4：RC造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル全館に屋内消火栓設備を新規に設置する場合の工事日数は100日</p> </li> </ol>		見積り日数	着工届から設置届までの日数	屋内消火栓設備	30日	60日	スプリンクラー設備	30日	120日	自動火災報知設備	30日	60日		見積り日数	着工届から設置届までの日数	屋内消火栓設備	30日	90日	スプリンクラー設備	30日	120日	自動火災報知設備	30日	90日		見積り日数	着工届から設置届までの日数	屋内消火栓設備	40日	120日	スプリンクラー設備	40日	240日	自動火災報知設備	40日	150日
	見積り日数	着工届から設置届までの日数																																								
屋内消火栓設備	30日	60日																																								
スプリンクラー設備	30日	120日																																								
自動火災報知設備	30日	60日																																								
	見積り日数	着工届から設置届までの日数																																								
屋内消火栓設備	30日	90日																																								
スプリンクラー設備	30日	120日																																								
自動火災報知設備	30日	90日																																								
	見積り日数	着工届から設置届までの日数																																								
屋内消火栓設備	40日	120日																																								
スプリンクラー設備	40日	240日																																								
自動火災報知設備	40日	150日																																								

(10) 防災管理関係違反（法第36条第1項において準用する法第8条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する第8条第3項)			<p>【留意事項】</p> <p>1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし、指導を継続することができる。</p> <p>2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間から1か月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
2 防災管理業務不適正	(1) 防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		<p>【履行期限】</p> <p>2週間以内 (防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。)</p>
	(2) 防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する第8条第4項)		<p>【事例】</p> <p>防災管理上必要な教育等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間以内 (防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。)</p>
	(3) 避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する第8条第4項)		<p>【事例】</p> <p>避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>1か月以内（規模、用途に応じて設定する。)</p>

(11) 統括防災管理関係（法第36条第1項において準用する法第8条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 統括防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する第8条の2第5項)			<p>【留意事項】</p> <p>統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし、指導を継続することができる。</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間から1か月程度を目安とする。</p>
2 統括防災管理業務不適正	(1) 防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する第8条の2第6項)		<p>【履行期限】</p> <p>2週間から1か月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。)</p>
	(2) 防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する第8条の2第6項)		<p>【事例】</p> <p>防災管理に係る全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間から1か月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。)</p>

(12) 防災管理点検報告（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2及び法第8条の2の3）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すこと の命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)					【事例】 点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの  【履行期限】 原則、即時
2 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)					【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。  【履行期限】 なし
3 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの						
4 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						
5 防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すこと の命令 (法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)					【適用要件の意義】 1 防災管理対象物であるもの 2 防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの  【履行期限】 原則、即時

(13) 防災管理点検報告（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すこと の命令 (法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)					【適用要件の意義】 1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの 2 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第3項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの  【履行期限】 原則、即時
2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すこと の命令 (法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)					【適用要件の意義】 1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの 2 法第8条の2の3第1項又は第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの  【履行期限】 原則、即時

備考 違反処理基準の運用

- 「違反処理基準（１）から（４）」は、措置命令ごとに、「違反処理基準（５）から（１３）」は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。  
なお、（１）から（１３）は、「違反処理基準」の番号を指す。
- 「事例」は、違反処理すべき事案の基準となる事案として代表的な事例を示す。
- 履行期限が到来したものは、速やかに次の段階の措置へ移行する。
- 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要があり、次の例を参考にして処理する。

<p>(1) 階段の管理</p> <p>【事例１】防火設備の維持管理不備 防火戸等をくさびで閉鎖できなくしているもの ・防火管理業務適正執行命令（違反処理基準（５）・２ 法第８条第４項） ・統括防火管理業務適正執行命令（違反処理基準（６）・２ 法第８条の２第６項）</p> <p>【事例２】避難施設の維持管理不備 階段の出入口に近接して椅子、テーブル等の物件が存置され避難に支障があるもの ・防火管理業務適正執行命令（違反処理基準（５）・２ 法第８条第４項）</p> <p>【事例３】階段での避難に支障となる物件の存置 階段に物件が存置されていることにより、容易に通行することが困難なもの ・物件の整理又は除去の措置命令（違反処理基準（４）・４ 法第５条の３第１項）</p> <p>【事例４】階段での延焼媒体となる可燃物の存置 階段室を倉庫代わりに使用し、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物が存置されているもの ・物件の整理又は除去の措置命令（違反処理基準（４）・３ 法第５条の３第１項）</p> <p>【事例５】階段での延焼媒体となる可燃物の存置＋堅穴区画の防火戸等撤去＋避難器具未設置 直通階段が一つの雑居ビルで階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり上階の防火戸等が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの ・防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準（３）・２ 法第５条の２第１項第２号）</p>	<p>(2) 火を使用する設備、器具等の管理</p> <p>【事例１】条例の基準不適（管理） 火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの ・防火管理業務適正執行命令（違反処理基準（５）・２ 法第８条第４項）</p> <p>【事例２】条例の基準不適（構造） 厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ・防火対象物の改修命令（違反処理基準（２）・１ 法第５条第１項）</p> <p>【事例３】火気設備等の使用に際し、火災の予防に危険であると認めるもの 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの ・使用の禁止（違反処理基準（４）・１ 法第５条の３第１項）</p> <p>【事例４】炭化が発生しているもの 火気使用設備等の炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの ・使用の停止（違反処理基準（４）・１ 法第５条の３第１項） 火気使用設備等の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの ・火気設備使用停止命令（違反処理基準（３）・２ 法第５条の２第１項第２号）</p> <p>【事例５】内装の基準不適 内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり建築基準法令に適合していないもの ・防火対象物の改修命令（違反処理基準（２）・３ 法第５条第１項）</p>
<p>(3) 消防用設備等の維持管理</p> <p>【事例１】点検未実施 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は２種類以上の消防計画に定める消防用設備又は特殊消防用設備の点検が実施されていないもの ・防火管理業務適正執行命令（違反処理基準（５）・２ 法第８条第４項）</p> <p>【事例２】未設置 自動火災報知設備が階の全般に未設置のもの ・消防用設備等の設置命令（違反処理基準（９） 法第１７条の４第１項）</p> <p>【事例３】消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの 階段が複数ある防火対象物の一の階段において、自動火災報知設備が未設置（未警戒）であり、一部防火戸等が撤去されているもの ・防火戸等の改修命令及び消防用設備等の設置命令（違反処理基準（２）・２及び（９） 法第５条第１項及び法第１７条の４第１項）</p> <p>【事例４】消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの 百貨店において、自動火災報知設備が機能不良により大部分が未警戒となっており、階段の区画が全く機能しておらず、かつ、著しく定員を超えているもの ・防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準（３）・２ 法第５条の２第１項第２号）</p>	<p>(4) その他</p> <p>【事例１】開口部の閉塞＋排煙設備・非常用照明装置の未設置 個室型店舗等で改装等により開口部が塞がれ、排煙設備及び非常用の照明装置が設置されていないもの ・防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準（３）・２ 法第５条の２第１項第２号）</p> <p>【事例２】火気設備の維持管理の不適＋内装の基準不適 壁等の室内に面する部分の仕上げの材料が広範囲にわたり不適となっている場所において内部に油かす等の堆積物があり継続使用することで火災が発生するおそれがある火気設備を使用しているもの ・防火対象物の使用禁止命令等（違反処理基準（３）・２ 法第５条の２第１項第２号）</p>

- 5 法第5条等の命令の履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は、法第5条の2第1項第1号命令に移行する。特に、過去に消防法令や建築基準法令違反に起因して火災による甚大な人的被害があった火災建物等と類似した違反が引き続きある防火対象物（以下の事例1から3）については、優先的に法第5条の2第1項第1号の適用を検討する。

#### 使用禁止等の命令

- 【事例1】**  
法第17条の4第1項による屋内消火栓設備の設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく（改修されても十分ではなく、又は履行期限までに完了する見込みがなく）、かつ、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、消火、避難その他の活動に支障になる場合及び火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合（違反処理基準（3）・1 法第5条の2第1項第1号）
- 【事例2】**  
多量の火気を使用する調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり 建築基準法令に適合していない 防火対象物において、法第5条第1項による防火対象物の改修命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく（改修されても十分ではなく、又は履行期限までに完了する見込みがなく）、ひとたび火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合（違反処理基準（3）・1 法第5条の2第1項第1号）
- 【事例3】**  
自動火災報知設備未設置又はスプリンクラー設備未設置及びこれらの設備の過半に渡る不動作に係る違反がある宿泊施設、社会福祉施設及び大型物品販売店舗において、法第17条の4第1項による設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることがなく（改修されても十分ではなく、又は履行期限までに完了する見込みがなく）、消火、避難その他の活動に支障になる場合及び火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合（違反処理基準（3）・1 法第5条の2第1項第1号）

- 6 繰り返し違反等、適切な防火管理業務が継続して行われないものに対しては、管理権原者に対し、防火管理業務が法令の規定及び消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきものとして法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令等を次の例により措置するものとする。

- (1) 防火管理業務適正執行命令の具体的内容（例）
- ア 繰り返し違反の原因の究明  
管理権原者の立場から、繰り返し違反が行われる原因を検証するもの
  - イ 再発防止のための消防計画の見直し又は改善計画書の提出  
管理権原者が繰り返し違反の原因を検証した結果を踏まえ、防火管理者に内容を見直した消防計画の作成を行わせるとともに、これを提出させ、又は、管理権原者により改善計画書を作成し、これを提出するもの  
例えば、社内管理体制の構築、日常点検におけるチェックリストの活用などチェック体制の見直し、その他の必要な措置
  - ウ 従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置  
防火管理者に、従業員に対する防火管理意識の徹底等を図るための教育を実施させるもの、その他消防訓練の実施等必要な措置を講じさせるもの
  - エ 見直した消防計画等の確実な実施  
見直した消防計画又は改善計画書に基づく適正な消防計画の確実な実施について防火管理者に行わせるもの、その他管理権原者において防火管理者に対する適切な指示・指導を行い監督するもの
- (2) 法第4条による報告徴収
- (1) の防火管理業務適正執行命令とあわせて、法第4条第1項による報告徴収を活用して、見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について報告を求める。
- 【報告徴収を求める内容】**  
見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について、見直した消防計画等の提出後、一定期間、定期的に報告させることとする。  
この場合、報告を求める期間は、事案に応じて、例えば6か月間又は1年間など必要な期間、また、報告を求める時期は、例えば1か月毎又は四半期ごとなど合理的な期間を設定するものとする。  
なお、防火管理業務の実施状況の報告を求める方法は、事例に応じ、行政指導により対応する場合もあるものとする。
- (3) 立入検査による履行確認
- (1) の防火管理業務適正執行命令の履行として、見直した消防計画等の提出や従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置等の報告があった場合には、立入検査を実施し、命令の履行状況の確認を行うものとする。  
また、報告徴収を求めている期間については、防火管理業務の適正執行状況を確認するため、必要に応じ、適宜無通告等による立入検査を効果的に行うものとする。

(14) 危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）							1 本欄は製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所のすべてを対象とする。 2 製造所等において当該貯蔵、又は取扱いの態様を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているものの例として、次のような場合がある。 (1) 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの (2) 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの  【履行期限】 原則、即時
製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）					本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに二次措置に移行する。  【履行期限】 原則、即時

(15) 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）					本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 (1) 移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの ア 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、溢れ、飛散等があるもの イ 危険物の規制に関する政令（昭和36年政令第306号）第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの (2) 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれが大きい等のもの  【履行期限】 改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項・第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1項）			1 三次措置は基準遵守命令不履行のもので、火災等の災害発生危険が大きいもの 2 本欄は、災害発生危険がある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。 ただし、軽微な基準違反が繰り返行われているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない。 3 本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続上の違反については、本項に基づく措置は行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない。
許可品目以外の貯蔵等	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第11条の5第1項・第2項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）		【履行期限】 改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(16) 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもののうち、法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）					<p>法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。</p> <p>【履行期限】 変更許可手続、改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>

(17) 製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第2号）	使用停止命令不履行のもの（法第10条第4項の基準に適合していないもの）	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）			<p>1 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。</p> <p>2 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

(18) 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第12条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）			<p>1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。</p> <p>(1) 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの</p> <p>(2) 配管等の腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの</p> <p>(3) 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの</p> <p>2 過去に二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取消しを検討する。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	<p>本欄は、法第10条第4項の基準に不適合となったもので、違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。</p> <p>(1) 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれがあるもの</p> <p>(2) 危険物施設内の電気設備が損傷し、火花を発生するおそれがあるもの</p> <p>【履行期限】 改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>

(19) 製造所等の緊急使用停止等（法第12条の3）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第12条の3第1項）							本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない。  【履行期限】 原則、即時

(20) 製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第13条第1項・第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）					1 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任していない場合であるとを問わない。 2 保安監督者不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である。  【履行期限】 危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告							無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。  【履行期限】 危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて、期限を設定する。

(21) 危険物保安監督者の法令違反等

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令と受けたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）					1 本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する。 2 危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障がある場合の例として、次のような場合がある。 (1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合 (2) 職制等の事情から保安監督業務を行ない得ない場合 (3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その職務を行うことができない者 (4) 遵法精神が著しく欠如している場合 (5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合 また、危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実には保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する。
危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告							
危険物保安統括管理者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことに起因して、著しく公共危険を発生させたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）					【履行期限】 危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
危険物保安統括管理者の遵法精神が著しく欠如しているもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）			

## (22) 予防規程未作成等（法第14条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
予防規程を定めなければならないにもかかわらず、作成していないもの	警告							<p>予防規程未作成の状態が長時間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】 危険物施設における予防規程の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</p>
予防規程に定められているもののうち、内容を変更すべき事由が生じたにもかかわらず変更を怠っているもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令 (法第14条の2第3項)					<p>本欄に該当する事例としては、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある。</p> <p>【履行期限】 予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</p>
予防規程に定められた内容を遵守していないもので、災害等発生危険があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの	警告							<p>本欄に該当する事例としては、予防規程遵守義務違反の状態が長時間継続している場合などがある。</p> <p>【履行期限】 予防規程の遵守義務違反の状況、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</p>

## (23) 特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第14条の3第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し (法第12条の2第1項第4号)			<p>【履行期限】 保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>

## (24) 製造所等の定期点検未実施等（法第14条の3の2）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のもののうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し (法第12条の2第1項第5号)			
点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告							<p>二次措置として、法第16条の5第1項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する。また、違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

## (25) 危険物の運搬に関する基準違反（法第十六条）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
危険物の運搬基準に違反しているもの	警告							<p>1 違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>2 危険物の運搬基準に違反している場合の例として、次のような場合がある。</p> <p>(1) 危険物の品名、数量に適合しない容器を用いているもの</p> <p>(2) 危険物の品名、数量に適合しない収納方法で積載しているもの</p> <p>(3) 転倒落下防止措置が十分でないもの</p> <p>(4) 危険物の類を異にする</p> <p>【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>

(26) 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16条の2第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告							本項に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。  【履行期限】 原則、即時

(27) 製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第16条の3第3項・第4項）							本欄は、応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当する。  【履行期限】 原則、即時

(28) 特定防災施設等の維持管理に係る基準違反（石災法第15条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
流出油防油堤、消火用屋外給水施設又は非常通報設備が石災法第15条第1項の基準に適合していないもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（石災法第21条第1項第1号）	命令事項不履行のもの	使用停止命令（石災法第21条第2項）			1 主務省令で定める基準に従って設置されていないと認めるもの (1) 全体に未設置 (2) 一部未設置のうち、過半にわたるもの 2 主務省令で定める基準に従って維持されていないもの (1) 流出油防油堤に亀裂が生じているもの (2) 消火栓の加圧ポンプが作動しないもの  【履行期限】 施設を設置するために必要な合理的な期間とする。

(29) 特定防災施設等の定期点検記録作成、保存に係る違反（石災法第15条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（石災法第21条第1項第1号）	命令事項不履行のもの	使用停止命令（石災法第21条第2項）			1 主務省令で定める基準に従って設置されていないと認めるもの (1) 全体に未設置 (2) 一部未設置のうち、過半にわたるもの 2 主務省令で定める基準に従って維持されていないもの (1) 流出油防油堤に亀裂が生じているもの (2) 消火栓の加圧ポンプが作動しないもの  【履行期限】 施設を設置するために必要な合理的な期間とする。
点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告	警告事項不履行のもの	点検等実施の措置命令（石災法第21条第1項第2号）	命令事項不履行のもの	使用停止命令（石災法第21条第2項）			

(30) 特定事業所における自衛防災組織の設置及び防災要員等の基準違反（石災法第16条第1項・第3項・第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
自衛防災組織が未設置のもの、設置されているが、基準に従った防災要員の配置、若しくは防災資機材の備え付けがなされていないもの、又は共同防災組織に配置及び備え付けられるものとして届けられた防災要員の数、防災資機材の数量がみえないもの	警告	警告事項不履行のもの	自衛防災組織設置等の措置命令（石災法第1項第3号）	命令事項不履行のもの	使用停止命令（石災法第21条第2項）			1 未設置 2 基準に適合しないもの (1) 防災要員が石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号。以下「石災法施行令」という。）の基準に満たないもの (2) 防災資機材が石災法施行令の基準に満たないもの (3) 共同防災組織の防災要員及び防災資機材が石災法施行令の基準に満たないもの  【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

## (31) 特定事業所における石炭法防災管理者等の選任違反（石炭法第17条第1項・第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
石炭法防災管理者又は副防災管理者を選任していないもの	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（石炭法第21条第1項第4号）	命令事項不履行のもの	使用停止命令（石炭法第21条第2項）			

## (32) 少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反（法第9条の3、条例第30条、第31条）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
防災規程を作成していないもの	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（石炭法第21条第1項第5号）	命令事項不履行のもの	使用停止命令（石炭法第21条第2項）			

## (33) 少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反（法第9条の3、条例第30条、第31条）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
みだりな火気の使用、危険物の漏れ、溢れ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令（法第3条、第5条）							本欄に該当する事例として、塗装工場の可燃物蒸気が発生又は滞留するおそれのある場所で溶接機器等を使用している等  【履行期限】 原則、即時
位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令（法第3条、第5条）					本欄に該当する事例として、次のような場合がある。 （1）ボイラー室等の壁、柱、床又は天井が、不燃材料で造られ又はおおわれていないもの （2）燃料タンクのフロートスイッチが破損又は故障しているもの （3）吹付塗装室と作業場が防火上有効な隔壁で区画されていないもの  【履行期限】 改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

## (34) 指定可燃物貯蔵取扱所の貯蔵・取扱基準違反（法第9条の3、条例第33条、第34条）

一次措置		二次措置		三次措置		四次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
みだりな火気の使用、指定可燃物の漏れ、溢れ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令（法第3条、第5条）							本欄に該当する事例として、指定可燃物貯蔵所の近傍で工事が行われ、エンジンカッター等の火花が拡散している場合がある。  【履行期限】 原則、即時
位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令（法第3条、第5条）					本欄に該当する事例として、次のような場合がある。 （1）条例別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を貯蔵している屋内の壁、柱、床又は天井が不燃材料で造られ又はおおわれていないもの （2）可燃性液体類等を収納した容器を高さ4mを超えて積み重ねているもの  【履行期限】 改修、移転、除去、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

別表第2-2（第15条関係）

火取法の違反処理基準

(1) 製造営業の許可を受けずに、火薬類の製造の業を営んだ場合（火取法第3条（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第1号）			本条に該当する違反の場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。 【履行期限】 原則、即時

(2) 製造営業の許可を受けずに、火薬類の製造をした場合（火取法第4条（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第2号）			本条に該当する違反の場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。 【履行期限】 原則、即時

(3) 販売営業の許可を受けずに、火薬類の販売の業を営んだ場合（火取法第5条（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第3号）			本条に該当する違反の場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。 【履行期限】 原則、即時

(4) 製造営業又は販売営業の許可を受けた後、欠格事由に該当するに至った場合（火取法第6条第2号から第4号まで）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第7号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第7号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号）	【履行期限】 原則、即時

(5) 製造業者又は販売業者が、正当な理由なく1年以内にその事業を開始せず、又は1年以上引き続き休止した場合（火取法第8条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	許可の取消し （火取法第8条） <聴聞（公開）>			【履行期限】 原則、即時

(6) 製造業者が、製造施設を技術上の基準に適合するよう維持せず、又は技術上の基準に従い製造していない場合（火取法第9条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	製造施設又は製造方法の基準適合命令 （火取法第9条第3項） <弁明>	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第6号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第6号） <聴聞（公開）>	事業停止命令不履行で、告発をもって措置すべきと認められる場合は告発 ※（火取法第58条第5号）※（火取法第60条第1号） 【履行期限】 技術上の基準に適合し又は技術上の基準に従い製造し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第1号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第1号） <聴聞（公開）>	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第60条第1号）	【履行期限】 技術上の基準に適合し、又は技術上の基準に従い製造し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(7) 製造業者が、許可を受けずに製造施設、火薬類の種類又は製造方法を変更した場合（火取法第10条第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第3号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第1号）	【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

			許可の取消し (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)>		
--	--	--	------------------------------------	--	--

(8) 製造施設の軽微な変更工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(火取法第10条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第4号)			【履行期限】 原則、即時

(9) 火薬類を、火薬庫以外で貯蔵した場合(火取法第11条第1項(ただし書を除く。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第2号)	【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第2号)			【履行期限】 原則、即時

(10) 貯蔵の技術上の基準に適合していない場合(火取法第11条第2項(第1項ただし書を除く。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	貯蔵の基準適合命令 (火取法第11条第3項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)>	事業停止命令不履行で、告発をもって措置すべきと認められる場合は告発 ※(火取法第58条第5号)※(火取法第60条第1号) 【履行期限】 貯蔵の技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者以外の貯蔵者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	貯蔵の基準適合命令 (火取法第11条第3項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)	【履行期限】 貯蔵の技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者が災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第1号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第1号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第60条第1号)	【履行期限】 貯蔵の技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者以外の者が災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 貯蔵の技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(11) 許可を受けずに火薬庫を設置し、移転し、若しくはその構造又は設備を変更した場合(火取法第12条第1項(ただし書を除く。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第3号)	無許可設置の場合は、即時警告とする。 【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の貯蔵者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第3号)			無許可設置の場合は、即時警告とする。 【履行期限】 原則、即時

(12) 火薬庫の軽微な変更工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(火取法第12条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第4号)			【履行期限】 原則、即時

(13) 火薬庫の地位承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第12条の2第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第61条第4号）			【履行期限】 原則、即時

(14) 製造業者又は販売業者が、もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有していない場合（火取法第13条（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第2号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第2号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第2号）	【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(15) 火薬庫の所有者又は占有者が、火薬庫を技術上の基準に適合するよう維持していない場合（火取法第14条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	火薬庫の基準適合命令 （火取法第14条第2項） <弁明>	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第6号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第6号） <聴聞（公開）>	事業停止命令不履行で、告発をもって措置すべきと認められる場合は告発 ※（火取法第58条第5項）※（火取法第60条第1項） 【履行期限】 火薬庫が技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	火薬庫の基準適合命令 （火取法第14条第2項） <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第60条第1号）	【履行期限】 火薬庫が技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者が災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第1号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第1号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第60条第1号）	【履行期限】 火薬庫が技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者以外の者が災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第60条第1号）			【履行期限】 火薬庫が技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(16) 製造施設又は火薬庫を、完成検査を受けずに使用した場合（火取法第15条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第4号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第4号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第2号）	【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第2号）			【履行期限】 原則、即時

(17) 製造業者又は販売業者が、その営業の全部若しくは一部の廃止の届け出をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第16条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第61条第4号）			【履行期限】 原則、即時

(18) 火薬庫の所有者又は占有者が、その火薬庫の用途の廃止の届け出をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第16条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第61条第4号）			【履行期限】 原則、即時

(19) 許可を受けずに、火薬類を譲渡又は譲受した場合（火取法第17条第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第4号）			【履行期限】 原則、即時

(20) 譲受人が違法な取扱いを行い、又は行うおそれが生じた場合、譲受人が管理を適正に行っていないため、災害の発生が憂慮される場合（火取法第17条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	譲渡許可又は譲受許可の取消し （火取法第17条3項） <弁明>			【履行期限】 原則、即時

(21) 製造業者又は販売業者が、譲受人が火取法第17条第1項各号のいずれかに該当することを確認せず、又は譲受人の譲受許可証の呈示を受けないで火薬類を譲り渡した場合（火取法第17条第5項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第60条第1号）			【履行期限】 原則、即時

(22) 火薬類の行商をし、又は露天その他屋外で販売した場合（火取法第18条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第2号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第2号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第2号）	【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第2号）			【履行期限】 原則、即時

(23) 火薬類を所持しうる者以外の者が、所持した場合（火取法第21条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第2号）			【履行期限】 原則、即時

(24) 火取法第8条の許可の取消し等において、残火薬類をすみやかに譲渡又は廃棄しない場合（火取法第22条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第60条第1号）			【履行期限】 原則、即時

(25) 18歳未満の者が、火薬類の取扱いをした場合（火取法第23条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第60条第1号）			【履行期限】 原則、即時

(26) 18歳未満の者等に、火薬類の取扱いをさせている場合（火取法第23条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 （火取法第44条第2号） <聴聞（公開）> 許可の取消し （火取法第44条第2号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第2号）	【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第2号）			【履行期限】 原則、即時

## (27) 許可を受けずに、火薬類を輸入した場合（火取法第24条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第4号) ※(火取法第58条第5号)	本条に該当する違反の場合は、一時停止命令又は許可の取消しを念頭に置いた調査を行う。 【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第4号)			

## (28) 火薬類の輸入の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第24条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第4号)			【履行期限】 原則、即時

## (29) 許可を受けずに火薬類を、消費（爆発又は燃焼）した場合（火取法第25条第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第5号)			【履行期限】 原則、即時

## (30) 消費の許可を受けた後、許可に係る爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認める場合（火取法第25条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	消費の許可の取消し (火取法第25条第3項) <弁明>			【履行期限】 原則、即時

## (31) 消費（爆発又は燃焼）が、技術上の基準に適合していない場合（火取法第26条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 消費が技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

## (32) 許可を受けずに火薬類を、廃棄した場合（火取法第27条第1項（ただし書の場合を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第3号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第5号の2)	【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者が違反した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第5号の2)			

## (33) 火薬類の廃棄が、技術上の基準に適合していない場合（火取法第27条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 廃棄の方法に関する技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者又は販売業者が災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第1号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第60条第1号)	

			許可の取消し (火取法第44条第1号) <聴聞(公開)>			【履行期限】 原則、即時
製造業者又は販売業者以外の者が災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 廃棄の方法に関する技術上の基準に適合し、その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(34) 製造業者が、危害予防規程の認可を受けずに製造をした場合(火取法第28条第1項)

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第6号)			【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(35) 製造業者が、軽微な変更工事に伴い危害予防規定変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(火取法第28条第2項)

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第4号の2)			【履行期限】 原則、即時

(36) 製造業者に対し、災害の発生の防止のため、危害予防規定を変更する必要があると認めた場合(火取法第28条第4項)

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	危害予防規定の変更命令 (火取法第28条第4項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)>	事業停止命令不履行で、告発をもって措置すべきと認められる場合は告発 ※(火取法第58条第5号) 【履行期限】 原則、即時

(37) 製造業者、販売業者又は保安教育計画を定めるべき者として指定された火薬類を消費する者が、保安教育計画の認可を受けずに製造、販売又は消費をした場合(火取法第29条第1項(火取法第29条第5項において準用する場合を含む))

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第6号の2)			【履行期限】 原則、即時

(38) 製造業者、販売業者又は保安教育計画を定めるべき者として指定された火薬類を消費する者が、保安教育計画を忠実に実行していない場合(火取法第29条第3項)

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号)	【履行期限】 原則、即時

(39) 製造業者が、製造保安責任者等を選任せず、又はその職務を行わせていない場合(火取法第30条第1項)

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第2号)	【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(40) 火薬庫の所有者、占有者又は経済産業省令で定める数量以上の火薬を消費する者が、取扱保安責任者等を選任せず、又はその職務を行わせていない場合(火取法第30条第2項)

一次措置	二次措置	三次措置	事例、履行期限等			
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第2号)	【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

			許可の取消し (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)>			
消費者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	許可の取消し (火取法第25条第3項) <弁明>			【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
製造業者、販売業者又は消費者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第2号)			【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(41) 製造業者、火薬庫の所有者、占有者又は前項の消費者が、製造保安責任者等若しくは取扱保安責任者等の選解任の届出をせず又は虚偽の届出をした場合(火取法第30条第3項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第4号)			

(42) 製造業者、火薬庫の所有者、占有者、又は火取法第30条第2項の消費者が、製造保安責任者等若しくは取扱保安責任者等の代理者を選任せず又はその職務の代行をさせていない場合(火取法第33条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第2号)			

(43) 製造業者、火薬庫の所有者、占有者、又は火取法第30条第2項の消費者が、製造保安責任者等若しくは取扱保安責任者等の代理者の選解任の届出をせず又は虚偽の届出をした場合(火取法第33条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第4号)			

(44) 製造業者に対し、製造保安責任者等が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反した場合又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めた場合(火取法第34条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	解任命令 (火取法第34条第1項) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)>	

(45) 火薬庫の所有者、占有者又は火取法第30条第2項の消費者に対し、取扱保安責任者等が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反した場合又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めた場合(火取法第34条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	解任命令 (火取法第34条第2項) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)>	
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	解任命令 (火取法第34条第2項) <聴聞(公開)>			【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(46) 製造業者、火薬庫の所有者又は占有者が、特定施設若しくは火薬庫の保安検査を受けず、又は虚偽の報告をした場合(火取法第35条第1項(ただし書を除く。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第5号)			

(47) 製造業者、火薬庫の所有者又は占有者が、製造施設であって火取法規則第67条の8で定めるもの又は火薬庫について定期に自主検査を行っていない場合（火取法第35条の2第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第2号)	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号）	【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
			<聴聞（公開）>			
			許可の取消し (火取法第44条第2号)			
			<聴聞（公開）>			

(48) 定期自主検査の計画の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第35条の2第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第61条第4号）			【履行期限】 原則、即時

(49) 定期自主検査の結果を報告をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第35条の2第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第61条第3号）			【履行期限】 原則、即時

(50) 火薬類を輸入した者又は定める期間を経過した火薬類を所有する者が、安定度試験を行わず、若しくはその試験結果の報告をせず、又は虚偽の届出をした場合（火取法第36条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第5号)	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第7号）	【履行期限】 原則、即時
			<聴聞（公開）>			
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第7号）			【履行期限】 原則、即時
未報告又は虚偽報告をし、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第61条第3号）			【履行期限】 原則、即時

(51) 火薬類の所有者に対し、災害の防止のため、安定度試験を実施する必要があると認めた場合（火取法第36条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	安定度試験実施命令 (火取法第36条第2項)	二次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号)	事業停止命令不履行で、告発をもって措置すべきと認められる場合は告発 ※（火取法第58条第5号）
			<弁明>			
					許可の取消し (火取法第44条第6号)	【履行期限】 原則、即時
					<聴聞（公開）>	

(52) 火薬類の所有者が、安定度試験の結果により不良火薬となったものを、廃棄していない場合（火取法第37条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第59条第2号）			【履行期限】 原則、即時

(53) 火薬類を、他の物と混包又は火薬類でないようにみせかけて所持し、運搬し、又は託送した場合（火取法第38条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第2号)	二次措置が不履行の場合	告発 ※（火取法第58条第5号） ※（火取法第59条第2号）	【履行期限】 原則、即時
			<聴聞（公開）>			

			許可の取消し (火取法第44条第2号) <聴聞(公開)>			
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第2号)			【履行期限】 原則、即時

(54) 製造所又は火薬庫において、指定する場所以外の場所で喫煙し、又は火気を取扱った場合(火取法第40条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 原則、即時

(55) 製造所又は火薬庫において、承諾を得ず発火しやすい物を携帯して立ち入った場合(火取法第40条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 原則、即時

(56) 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者、占有者又は火取法第30条第2項の消費者が、製造、販売、出納若しくは消費について帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした場合(火取法第41条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第2号)			【履行期限】 原則、即時

(57) 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者、占有者又は火取法第30条第2項の消費者が、製造、販売、出納又は消費の帳簿を保存しなかった場合(火取法第41条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第2号)			【履行期限】 必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

(58) 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者、占有者又は火取法第30条第2項の消費者が、報告徴収の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合(火取法第42条)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第3号)			【履行期限】 原則、即時

(59) 立入検査又は取去を、拒み、妨げ、忌避し、質問に対して陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合(火取法第43条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第5号)			【履行期限】 原則、即時

(60) 災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の必要があると認める場合(火取法第45条)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者、販売業者又は消費者に対し、製造施設若しくは火薬庫の全部又は一部の使用を、一時停止することを命ずる場合(火取法第45条第1号)	製造業者又は販売業者に対する場合 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の一時停止命令 (火取法第45条第1号)	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第8号)	【履行期限】 原則、即時
	消費者に対する場合 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の一時停止命令 (火取法第45条第1号)	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第8号)			【履行期限】 原則、即時

製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取扱う者に対し、製造、販売、貯蔵、運搬、消費若しくは廃棄を一時禁止し、又は制限する場合 (火取法第45条第2号)	製造業者又は販売業者に対しての場合	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限 (火取法第45条第2号)	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)> 許可の取消し (火取法第44条第6号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第59条第8号)	【履行期限】 原則、即時
	消費者その他火薬類を取扱う者に対しての場合	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限 (火取法第45条第2号)	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第8号)			
火薬類の所有者又は占有者に対し、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる場合 (火取法第45条第3号)	火薬類の所有者又は占有者に対しての場合	火薬類の所在場所の変更又は廃棄の命令 (火取法第45条第3号)	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第8号)			【履行期限】 原則、即時
火薬類を廃棄した者に対し、その火薬類の収去を命ずる場合 (火取法第45条第4号)	火薬類を廃棄した者に対しての場合	廃棄した火薬類の収去の命令 (火取法第45条第4号)	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第59条第8号)			【履行期限】 原則、即時

(61) 火取法第46条第1項第1号の災害の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合(火取法第46条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第61条第3号)			【履行期限】 原則、即時

(62) 災害発生時、やむを得ない場合を除き、何らかの指示なしにその現状を変更した場合(火取法第47条(ただし書きを除く。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第1号)			【履行期限】 原則、即時

(63) 火取法第3条、第5条、第12条第1項、第17条第1項、第24条第1項、第25条第1項、又は第27条第1項の許可に附した条件を、履行していないと認める場合(火取法第48条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
製造業者又は販売業者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	事業の一時停止命令 (火取法第44条第8号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第58条第5号) ※(火取法第60条第4号)	【履行期限】 原則、即時
			許可の取消し (火取法第44条第8号) <聴聞(公開)>			
製造業者又は販売業者以外の者で、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 ※(火取法第60条第4号)			【履行期限】 原則、即時

(64) (1) から (63) 以外の違反があった場合  
適宜必要な措置で対処する

注 ※は両罰規定

別表第2-3（第15条関係）

高压法の違反処理基準

(1) 第一種製造者の許可を受けずに高压ガスの製造をした場合（高压法第5条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	告発 (高压法第80条第1号) ※(高压法第84条)					

(2) 第二種製造者の届出をしないで製造の事業又は製造を開始した場合、又は虚偽の届出をした場合（高压法第5条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高压法第83条第2号の2) ※(高压法第84条)			

(3) 第一種製造者が正当な理由がなく1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止した場合（高压法第9条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	製造の許可の取消し (高压法第9条) <聴聞(公開)>			

(4) 第一種製造者の地位を承継した者が、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高压法第10条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高压法第83条第1号) ※(高压法第84条)			

(5) 第一種製造者の製造のための施設について、その位置、構造若しくは設備又は製造の方法が技術上の基準に適合していないと認める場合（高压法第11条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等	
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容		
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するよう施設を修理、改造、移転、製造すべきことの命令 (高压法第11条第3項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高压法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (高压法第80条第2号) ※(高压法第84条)	
				二次措置が不履行で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高压法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合 期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高压法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高压法第80条第4号) ※(高压法第84条)
						上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合 容器検査所の登録の取消し (高压法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高压法第82条第1号) ※(高压法第84条)				

(6) 第二種製造者の製造のための施設について、その位置、構造若しくは設備又は製造の方法が技術上の基準に適合していないと認める場合（高圧法第12条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するよう施設を修理、改造、移転、製造すべきことの命令 (高圧法第12条第3項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第2項第1号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (高圧法第81条第6号) ※(高圧法第84条)
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(7) 高圧法第11条及び第12条に規定するもののほか、高圧ガスの製造の技術上の基準に従っていない場合（高圧法第13条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(8) 第一種製造者が、許可を受けずに製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類又は製造の方法を変更している場合（高圧法第14条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第2号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第2号) ※(高圧法第84条)	上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	

(9) 第一種製造者が、軽微な変更の工事をした場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第14条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(10) 第二種製造者が、届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した場合、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第14条第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号の3) ※(高圧法第84条)			

(11) 高圧ガスの貯蔵が、技術上の基準に従ってされていないと認める場合（高圧法第15条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令 (高圧法第15条第2項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその貯蔵の停止の命令 (高圧法第38条第1項第1号、第2項第1号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (高圧法第81条第6号) ※(高圧法第84条)

				二次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	第一種貯蔵所の許可の取消し（高圧法第38条第1項第1号） < 聴聞（公開） >	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(12) 第一種貯蔵所の許可を受けずに高圧ガスを貯蔵した場合（高圧法第16条第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	告発（高圧法第81条第3号） ※（高圧法第84条）					

(13) 第一種貯蔵所の地位承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第17条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第1号） ※（高圧法第84条）			

(14) 第二種貯蔵所の届出をしないで高圧ガスを貯蔵又は虚偽の届出をした場合（高圧法第17条の2第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第2号の4） ※（高圧法第84条）			

(15) 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合していないと認める場合（高圧法第18条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するように修理、改造、移転すべきことの命令（高圧法第18条第3項）	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその貯蔵の停止の命令（高圧法第38条第1項第1号、第2項第1号） < 聴聞（公開） >	
				二次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	第一種貯蔵所の許可の取消し（高圧法第38条第1項第1号） < 聴聞（公開） >	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(16) 第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、許可を受けずに第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしている場合（高圧法第19条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその貯蔵の停止の命令（高圧法第38条第1項第2号）	二次措置が不履行の場合	告発（高圧法第81条第6号） ※（高圧法第84条）	
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	第一種貯蔵所の許可の取消し（高圧法第38条第1項第2号） < 聴聞（公開） >			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第81条第4号） ※（高圧法第84条）			

(17) 第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、軽微な変更の工事をした場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第19条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第1号） ※（高圧法第84条）			

(18) 第二種貯蔵所の所有者又は占有者が、届出をしないで第二種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事をした場合、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第19条第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第2号の5） ※（高圧法第84条）			

(19) 許可又は変更許可を受けた第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が、完成検査を受けずに当該施設を使用している場合（高圧法第20条第1項、第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造又は期間を定めて貯蔵の停止の命令 （高圧法第38条第1項第3号） ＜聴聞（公開）＞	二次措置が不履行の場合	告発 （第一種製造者は第80条第2号、貯蔵は高圧法第81条第6号） ※（高圧法第84条）	前命令が不履行の場合は告発 （高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し （高圧法第38条第1項第3号） ＜聴聞（公開）＞	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 （高圧法第53条第5号） ＜聴聞（公開）＞	
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し （高圧法第53条第5号） ＜聴聞（公開）＞	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第81条第3号） ※（高圧法第84条）			

(20) 高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が、届出をしないで高圧ガスを販売した場合、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第20条の4）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第2号の6） ※（高圧法第84条）			

(21) 販売業者等が、技術上の基準に従わないで販売していると認める場合（高圧法第20条の6第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に従って高圧ガスを販売すべきことの命令 （高圧法第20条の6第2項）	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその販売の停止の命令 （高圧法第38条第2項第1号） ＜聴聞（公開）＞	三次措置が不履行の場合は告発 （高圧法第81条第6号） ※（高圧法第84条）
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(22) 販売業者が、販売する高圧ガスの種類を変更した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第20条の7）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第1号） ※（高圧法第84条）			

(23) 第一種製造者等が、製造の事業の廃止等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第21条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(24) 高圧ガスを輸入した者が、輸入検査において技術基準に適合していない状態又は輸入検査を受けないで当該高圧ガスを移動した場合（高圧法第22条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	高圧ガス及び容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことの命令 (高圧法第22条第3項)	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第81条第4号の2) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第1号) ※(高圧法第84条)			

(25) 高圧ガスの移動について、容器への保安上必要な措置を講じず、車両及び導管による高圧ガスの移動、輸送についての技術上の基準に適合しないと認める場合（高圧法第23条第1項から第3項（第3項のただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(26) 圧縮天然ガス（内容積が20リットル以上120リットル未満の容器に充てんされたものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事の基準に従っていない場合（高圧法第24条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(27) 特定高圧ガスを消費する者が、届出をしないで特定高圧ガスを消費した場合、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第24条の2第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号の7) ※(高圧法第84条)			

(28) 特定高圧ガスを消費する者の消費のための施設について、位置、構造若しくは設備が技術上の基準に適合しないと認める場合（高圧法第24条の3第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するよう消費施設の修理、改造、移転又は消費すべきことの命令 (高圧法第24条の3第3項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその消費の停止を命令 (高圧法第38条第2項第1号) <聴聞（公開）>	三次措置が不履行の場合は告発 (高圧法第81条第6号) ※(高圧法第84条)
		一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(29) 特定高圧ガス消費者が、消費のための施設の位置、構造若しくは消費の方法を変更しようとする場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第24条の4第1項（ただし書を除く。））  
特定高圧ガス消費者が、特定高圧ガスの消費を廃止した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第24条の4第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(30) 特定高圧ガス消費以外の高圧ガスの消費の場合において、消費の場所、数量その他消費の方法について技術上の基準に従っていない場合（高圧法第24条の5）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(31) 高圧ガスの廃棄の場合において、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について技術上の基準に従っていない場合（高圧法第25条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(32) 第一種製造者が、危害予防規程を定めずに高圧ガスの製造をした場合（高圧法第26条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第3号の2) ※(高圧法第84条)			

(33) 第一種製造者が、危害予防規程を届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第26条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(34) 危害予防規程が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があると認める場合（高圧法第26条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等	
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容		
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	危害予防規程の変更の命令 (高圧法第26条第2項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	
				二次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
					上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>		

(35) 第一種製造者又は従業員が、危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があると認める場合（高圧法第26条第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告 (高圧法第26条第4項の勧告を含む。)	一次措置が不履行の場合	危害予防規程を守るべきこと又は守らせるための措置命令 (高圧法第26条第4項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	その期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)

				二次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
						上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	

(36) 保安教育計画が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があると認める場合(高圧法第27条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安教育計画の変更の命令 (高圧法第27条第2項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第1号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)
				当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)	
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>		

(37) 第一種製造者又は第二種製造者が高圧ガス製造保安統括者等を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合(高圧法第27条の2第1項、第3項又は第4項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号)	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
				当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第3号) ※(高圧法第84条)			

(38) 保安統括者等を選任又は解任した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合(高圧法第27条の2第5項(第27条の4第2項、第28条第3項、第33条第3項において準用する場合を含む。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(39) 保安技術管理者又は保安係員の選任又は解任について届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第27条の2第6項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合、 告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(40) 第一種製造者又は第二種製造者が、保安係員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合（高圧法第27条の2第7項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	

(41) 第一種製造者が、製造保安主任者、保安企画推進員を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合（高圧法第27条の3第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第3号) ※(高圧法第84条)			

(42) 第一種製造者が、製造保安主任者、保安企画推進員の選任又は解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第27条の3第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(43) 第一種製造者が、製造保安主任者又は保安企画推進員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合（高圧法第27条の3第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第4号)	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	

(44) 第一種製造者又は第二種製造者が、冷凍保安責任者を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合（高圧法第27条の4第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造の停止の命令 (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	前命令が不履行の場合は告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し (高圧法第38条第1項第4号) <聴聞(公開)>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
				上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第3号) ※(高圧法第84条)			

(45) 販売業者が、販売主任者を選任せず、又は職務を行わせていないと認める場合（高圧法第28条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその販売の停止の命令 (高圧法第38条第2項第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第81条第6号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第3号) ※(高圧法第84条)			

(46) 特定高圧ガス消費者が、取扱主任者を選任せず、又は職務を行わせない場合（高圧法第28条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその消費の停止の命令 (高圧法第38条第2項第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第81条第6号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第1号) ※(高圧法第84条)			

(47) 保安統括者等の代理者を選任し、職務を代行させていない場合（高圧法第33条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第3号) ※(高圧法第84条)			

(48) 保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者若しくは取扱主任者が、この法律若しくは命令の規定に違反した場合、又はこれらの者に職務を行わせることが、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（高圧法第34条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者等、特定高圧ガス取扱主任者の解任命令（高圧法第34条） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造、販売、消費の停止の命令（高圧法第38条第1項第1号、第2項第1号） <聴聞（公開）>	三次措置が不履行の場合は告発（第一種製造者は第80条第2号、その他は高圧法第81条第6号） ※（高圧法第84条）
				二次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造の許可の取消し（高圧法第38条第1項第1号） <聴聞（公開）>	
					上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合 登録の取消し（高圧法第53条第5号） <聴聞（公開）>	

(49) 保安検査、立入検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した場合（高圧法第35条第1項（ただし書を除く。）、第62条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第4号） ※（高圧法第84条）			

(50) 定期自主検査の記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は記録を保存しなかった場合（高圧法第35条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第4号の2） ※（高圧法第84条）			

(51) 高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となった場合において、直ちに災害発生の防止のための応急の措置を講じていない場合（高圧法第36条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第2号） ※（高圧法第84条）			

(52) 故なく高圧法第36条第1項に規定する事態の発生について、虚偽の届出をした場合（高圧法第36条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第4号の3） ※（高圧法第84条）			

(53) 第一種製造事業所等において、火気等の制限に違反した場合（高圧法第37条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(54) 第一種製造者の所有者若しくは占有者が高圧法第7条（許可の欠格事由）第2号から第4号に該当するに至った場合（高圧法第38条第1項第6号）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	期間を定めてその製造の停止の命令 （高圧法第38条第1項第6号） ＜聴聞（公開）＞	一次措置が不履行の場合	告発 （高圧法第80条第2号） ※（高圧法第84条）			
	製造の許可の取消し （高圧法第38条第1項第6号） ＜聴聞（公開）＞					

(55) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合（高圧法第39条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	(高圧法第39条) (第1号) 製造のための施設、第一種、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の一時使用停止の命令 (第2号) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費若しくは廃棄を一時禁止、又は制限 (第3号) 容器の廃棄又は所在場所の変更の命令	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止の命令 （高圧法第38条第1項第1号、第2項第1号） ＜聴聞（公開）＞	二次措置が不履行の場合	告発 （第一種製造者は第80条第2号、その他は高圧法81条第6号） ※（高圧法第84条）	
		一次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	製造又は第一種貯蔵所の許可の取消し （高圧法第38条第1項第1号） ＜聴聞（公開）＞	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合（第一種製造者に限る）	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 （高圧法第53条第5号） ＜聴聞（公開）＞	前命令が不履行の場合は告発 （高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第80条第3号） ※（高圧法第84条） 第一種、第二種製造者（高圧法第39条第1号、第2号のみ）	上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	登録の取り消し （高圧法第53条第5号） ＜聴聞（公開）＞	
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第81条第7号） ※（高圧法第84条） 上記以外			

(56) 容器製造業者の製造の方法が技術上の基準に適合していないと認める場合（高圧法第41条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に従って容器を製造すべきことの命令 （高圧法第41条第2項）	二次措置が不履行の場合	告発 （高圧法第82条第4号） ※（高圧法第84条）	

(57) 容器検査の規定に違反して、容器を譲渡し、又は引き渡した場合（高圧法第44条第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(58) 容器に規定以外の刻印等又は紛らわしい刻印等をした場合（高圧法第45条第3項）  
附属品に規定以外の刻印又は紛らわしい刻印をした場合（高圧法第49条の3第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(59) 容器の所有者及び容器を輸入した者が、容器に表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした場合（高圧法第46条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第8号) ※(高圧法第84条)			

(60) 容器の所有者及び容器を輸入した者以外の者が、容器に規定以外の表示又は紛らわしい表示をした場合（高圧法第46条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第1号) ※(高圧法第84条)			

(61) 容器を譲り受けた者が、容器に表示をしていない場合、又は虚偽の表示をした場合（表示が滅失した場合も同様）（高圧法第47条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第8号) ※(高圧法第84条)			

(62) 容器を譲り受けた者以外の者が、容器に規定以外の表示又は紛らわしい表示をした場合（高圧法第47条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第1号) ※(高圧法第84条)			

(63) 高圧ガスを容器に充てんする場合において、基準に適合していないと認める場合（高圧法第48条第1項から第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第3号) ※(高圧法第84条)			

(64) 容器検査所の登録を受けた者が、容器の刻印等をしていない場合（高圧法第49条第3項、第4項）  
容器検査所の登録を受けた者が、附属品の刻印をしていない場合（高圧法第49条の4第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第2号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第2号) <聴聞(公開)>			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第9号) ※(高圧法第84条)			

(65) 容器に規定以外の刻印等又は紛らわしい刻印等をした場合（高圧法第49条第5項）  
附属品に規定以外の刻印又は紛らわしい刻印をした場合（高圧法第49条の4第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第2号)	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)	

	一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第2号) <聴聞(公開)>			
	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第1号) ※(高圧法第84条)			

(66) 附属品検査に合格したものの以外の附属品を譲渡し、又は引き渡した場合(法第49条の2第1項(ただし書を除く。))

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第82条第1号) ※(高圧法第84条)			

(67) 容器又は附属品であって、技術上の規格に適合しないものを製造し、当該容器に充てんした高圧ガスによる災害発生危険があり、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合(高圧法第49条の30)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	製造容器又は附属品の回収を図ることその他災害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことの命令 (高圧法第49条の30) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第3号の2) ※(高圧法第84条)	
著しく災害が発生するおそれがあると認める場合	製造容器又は附属品の回収を図ることその他災害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことの命令 (高圧法第49条の30)	一次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第3号の2) ※(高圧法第84条)			

(68) 輸入された容器又は附属品であって、技術上の規格に適合しないものを製造し、当該容器に充てんした高圧ガスによる災害発生危険があり、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合(高圧法第49条の35)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	輸入容器又は附属品の回収を図ることその他災害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことの命令 (高圧法第49条の35) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第3号の2) ※(高圧法第84条)	
著しく災害が発生するおそれがあると認める場合	輸入容器又は附属品の回収を図ることその他災害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことの命令 (高圧法第49条の35)	一次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第3号の2) ※(高圧法第84条)			

(69) 容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において当該検査を行うことができる容器又は附属品の種類の制限違反と認める場合(高圧法第50条第4項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第3号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第4号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第3号) <聴聞(公開)>			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第81条第10号)			

(70) 容器検査所が容器又は附属品再検査を求められた際に、検査を実施しない場合（高圧法第51条第1項）  
 容器検査所の検査設備が適正に維持されていないと認める場合（高圧法第51条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令（高圧法第53条第2号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発（高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）	
		一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し（高圧法第53条第2号） <聴聞（公開）>			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（第1項は高圧法第81条第3号、第2項は高圧法第82条第1号） ※（高圧法第84条）			

(71) 容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任していない場合（高圧法第52条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令（高圧法第53条第2号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発（高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）	
		一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し（高圧法第53条第2号） <聴聞（公開）>			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第81条第3号） ※（高圧法第84条）			

(72) 容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第52条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発（高圧法第83条第1号） ※（高圧法第84条）			

(73) 検査主任者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反した場合、又はその者に職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（高圧法第52条第4項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	検査主任者の解任の命令（高圧法第52条第4項） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令（高圧法第53条第3号） <聴聞（公開）>	三次措置が不履行の場合は告発（高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）
				二次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し（高圧法第53条第3号） <聴聞（公開）>	

(74) 容器検査所の登録を受けた者が、高圧法第7条（許可の欠格事由）第2号又は第50条第2項第3号若しくは第4号に該当するに至った場合（高圧法第53条第1号）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 （高圧法第53条第1号） <聴聞（公開）>	一次措置が不履行の場合	告発 （高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）			
	容器検査所の登録の取消し （高圧法第53条第1号）					

(75) 容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更をした場合に、容器に当該表示がされていない場合（法第54条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第81条第8号） ※（高圧法第84条）			

(76) 検査に合格しなかった容器又は附属品について、ガスの種類又は圧力を変更しても規格に適合せず、くず化その他の処分をしなかった場合（高圧法第56条第1項（高圧法第56条第4項において準用する場合を含む。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	くず化し、その他容器（附属品）として使用することができないように処分すべきことの命令 （高圧法第56条第1項）	二次措置が不履行の場合	告発 （高圧法第83条第3号） ※（高圧法第84条）	

(77) 再検査に合格しなかった容器又は附属品について、遅滞なく、くず化その他の処分をしなかった場合（高圧法第56条第3項（高圧法第56条第4項において準用する場合を含む。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第2号） ※（高圧法第84条）			

(78) 容器検査所の登録を受けた者が、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第56条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第1号） ※（高圧法第84条）			

(79) 容器検査所の登録を受けた者が、帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存していない場合（高圧法第60条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 （高圧法第53条第4号） <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 （高圧法第80条第4号） ※（高圧法第84条）	
		一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し （高圧法第53条第4号） <聴聞（公開）>			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 （高圧法第83条第5号） ※（高圧法第84条）			

(80) 第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者等、販売業者が、帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存していない場合（高圧法第60条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第5号) ※(高圧法第84条)			

(81) 第一種製造者等が、報告徴収の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（高圧法第61条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第6号) ※(高圧法第84条)			

(82) 立入検査において質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者（高圧法第62条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第7号) ※(高圧法第84条)			

(83) 高圧ガスの災害が発生したとき又は高圧ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（高圧法第63条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第1号) ※(高圧法第84条)			

(84) 第一種製造者等が、高圧ガスの災害が発生したときの報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（高圧法第63条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	災害の発生の日時、場所等必要な事項の報告の命令 (高圧法第63条第2項)	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第83条第6号) ※(高圧法第84条)	

(85) 高圧ガスによる災害が発生した場合において、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、現状を変更した場合（高圧法第64条（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (高圧法第83条第2号) ※(高圧法第84条)			

(86) 第一種製造者又は第一種貯蔵所の許可（変更許可を含む。）の際に付した条件に違反した場合（高圧法第65条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその製造又は貯蔵の停止の命令 (高圧法第38条第1項第5号) <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 (高圧法第80条第2号) ※(高圧法第84条)	
		一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	第一種製造者又は第一種貯蔵所の許可の取消し (高圧法第38条第1項第5号) <聴聞（公開）>	当該製造者が容器検査所の登録を受けている場合	期間を定めて容器再検査又は附属品再検査の停止の命令 (高圧法第53条第5号) <聴聞（公開）>	

			上記の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	容器検査所の登録の取消し (高圧法第53条第5号) <聴聞(公開)>	
		一次措置が不履行の場合で、告発 告発をもって対処する必要があると認める場合 (高圧法第81条第11号) ※(高圧法第84条)			

(87) (1) から (86) 以外の違反があった場合  
適宜な措置で対処する

(参考) 高圧法令による勧告等(行政指導)

1 販売業者等が、周知させることを怠り、又は周知の方法が適当でない場合(高圧法第20条の5第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	勧告 (高圧法第20条の5第2項)	一次措置が不履行の場合	公表 (高圧法第20条の5第3項)			

2 第一種製造者が、保安教育計画を忠実に実行していない場合、又は第二種製造者等が従業者に施す保安教育が、十分でないとする場合(高圧法第27条第5項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	勧告 (高圧法第27条第5項)					

注 ※は両罰規定

別表第2-4（第15条関係）

液化石油法の違反処理基準

(1) 不正な手段により液化石油ガス販売事業者の登録を行った場合（液化石油法第3条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液化石油法第26条第7号) <聴聞（公開）>	一次措置が不履行の場合	告発 (液化石油法第96条の2第2号) ※（液化石油法第103条第2号）			
登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液化石油法第26条第7号) <聴聞（公開）>					

(2) 登録を受けずに液化石油ガス販売事業を行った場合（液化石油法第3条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	告発 (液化石油法第96条の2第1号) ※（液化石油法第103条第2号）					

(3) 液化石油ガス販売事業者が、販売所ごとに標識を掲示していない場合（液化石油法第7条第1項）  
液化石油ガス販売事業者以外の者が、液化石油法第7条第1項の標識又はこれに類似する標識を掲示している場合（液化石油法第7条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液化石油法第101条第1号) ※（液化石油法第103条第2号）			

(4) 液化石油ガス販売事業者が、自己の用に供する貯蔵施設を所有せず、又は占有していない場合（液化石油法第11条（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液化石油法第26条第3号) <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 (液化石油法第96条の2第2号) ※（液化石油法第103条第2号）	
		一次措置が不履行の場合で登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液化石油法第26条第3号) <聴聞（公開）>			
		一次措置が不履行の場合で告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液化石油法第98条第2号) ※（液化石油法第103条第2号）			

(5) 液化石油ガス販売事業者が規格に適合しない液化石油ガスを一般消費者等に対し販売している場合（液化石油法第13条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液化石油法第26条第3号) <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 (液化石油法第96条の2第2号) ※（液化石油法第103条第2号）	
		一次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液化石油法第26条第3号) <聴聞（公開）>			
		一次措置が不履行の場合で、その販売に係る液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合	販売に係る液化石油ガスによる災害の防止に関し必要な措置をとるべきことの命令 (液化石油法第13条第2項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液化石油法第26条第4号) <聴聞（公開）>	三次措置が不履行の場合は告発 (液化石油法第96条の2第2号) ※（液化石油法第103条第2号）
				二次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液化石油法第26条第4号) <聴聞（公開）>	

				二次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認められる場合	告発 (液石法第99条) ※(液石法第103条第2号)	
著しくその販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合	販売に係る液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な措置をとるべきことの命令 (液石法第13条第2項)	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第2号) ※(液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>			
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第99条) ※(液石法第103条第2号)			

(6) 液化石油ガス販売事業者が、一般消費者と液化石油ガスの販売契約を締結後に書面の交付をしていない場合(液石法第14条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	書面を交付し、又は書面を再交付すべきことの命令 (液石法第14条第2項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	
				二次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	
				二次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認められる場合	告発 (液石法第100条第1号) ※(液石法第103条第2号)	

(7) 液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設が、技術上の基準に適合していない場合(液石法第16条第1項)  
液化石油ガス販売事業者が、省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしていない場合(液石法第16条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことの命令 (液石法第16条第3項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (液石法第96条の2第2号) ※(液石法第103条第2号)
				二次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	
				当該貯蔵施設が許可施設である場合で、二次措置が不履行の場合	貯蔵施設の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第1号) <弁明>	三次措置が不履行の場合は告発 (液石法第96条の2第3号) ※(液石法第103条第2号)
				当該貯蔵施設が許可施設ある場合で、二次措置が不履行かつ、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	貯蔵施設の許可の取消し (液石法第37条の7法第1項第1号) <聴聞>	
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第100条第1号の2) ※(液石法第103条第2号)			

(8) 液化石油ガス販売事業者の供給設備が、技術上の基準に適合していない場合(液石法第16条の2第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことの命令 (液石法第16条の2第2項)	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	三次措置が不履行の場合は告発 (液石法第96条の2第2号) ※(液石法第103条第2号)

				二次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合 (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第4号) <聴聞(公開)>	
				当該供給設備が特定供給設備である場合で、二次措置が不履行の場合	特定供給設備の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第1号) <弁明>	三次措置が不履行の場合は告発 (液石法第96条の2第3号) ※(液石法第103条第2号)
				当該供給設備が特定供給設備である場合で、二次措置が不履行かつ、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	特定供給設備の許可の取消し (液石法第37条の7第1項第1号) <聴聞>	
				二次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第100条第2号) ※(液石法第103条第2号)	

(9) 液化石油ガス販売事業者が、液化石油ガス業務主任者を選任せず、又は業務主任者の職務を行わせていない場合(液石法第19条第1項)  
液化石油ガス販売事業者が、業務主任者に講習を受けさせていない場合(液石法第19条第3項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第3号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第2号) ※(液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第3号) <聴聞(公開)>			
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発(液石法第19条第1項違反の場合に限る。) (液石法第98条第2号) ※(液石法第103条第2号)			

(10) 業務主任者の選任又は解任届の未届出、又は虚偽の届出(液石法第19条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第2号) ※(液石法第103条第2号)			

(11) あらかじめ業務主任者の代理人を選任し、代理人に職務を代行させていない場合(液石法第21条第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第98条第2号) ※(液石法第103条第2号)			

(12) 業務主任者の代理人の選任又は解任届の未届出、又は虚偽の届出(液石法第21条第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第2号) ※(液石法第103条第2号)			

(13) 業務主任者若しくはその代理者が、この法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反した場合、又はこれらの者に職務を行わせることが、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（液石法第22条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	業務主任者又はその代理者を解任すべきこと の命令 (液石法第22条) <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第4号) <聴聞（公開）>	三次措置が不履行の場合は告発 (液石法第96条の2第2号) ※（液石法第103条第2号）
				二次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第4号) <聴聞（公開）>	

(14) 販売事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者（液石法第23条（第35条の4において準用する場合を含む。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第2号) ※（液石法第103条第2号）			

(15) 正当な理由なく液化石油ガス販売事業を1年以内に開始せず、又は1年以上引続き休止している場合（液石法第25条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第25条) <聴聞（公開）>			

(16) 登録を受けた液化石油ガス販売事業者が法第4条（登録の拒否要件）第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に該当するに至った場合（液石法第26条第1号）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第1号) <聴聞（公開）>	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第2号) ※（液石法第103条第2号）			
				液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第1号) <聴聞（公開）>		

(17) 液化石油ガス販売事業者が、法第27条の規定による保安業務を行わず、又は法第29条第1項の規定による認定を受けずに保安業務を自ら行っている場合（液石法第27条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 (液石法第26条第3号) <聴聞（公開）>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第2号) ※（液石法第103条第2号）	
				一次措置が不履行の場合で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第3号) <聴聞（公開）>	

(18) 保安機関が、認可を受けずに保安業務に係る一般消費者等の数を増加させた場合（液石法第33条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第2号) <聴聞（公開）>			

(19) 保安機関が、保安業務を行うべき場合において、保安業務を行わず、又はその方法が適切でない場合（液石法第34条第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことの命令 (液石法第34条第3項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第4号) <聴聞（公開）>	
				二次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第100条第2号) ※（液石法第103条第2号）	

(20) 保安機関が、保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託している場合（液石法第34条第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第3号) <聴聞（公開）>			

(21) 保安機関が、認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行なっている場合（液石法第35条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第5号) <聴聞（公開）>			

(22) 認可した保安業務規程が、保安業務の遂行上、不適当な場合（液石法第35条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安業務規程を変更すべきことの命令 (液石法第35条第3項) <弁明>	二次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第4号) <聴聞（公開）>	

(23) 認定を受けた保安機関が、法第31条各号の規定による認定の基準に適合しなくなった場合（液石法第35条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	認定基準に適合するため必要な措置をとるべきことの命令 (液石法第35条の2)	二次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第4号) <聴聞（公開）>	

(24) 法第30条（保安機関の欠格条項）第1号、第3号又は第4号に該当するに至った場合（液石法第35条の3第1号）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第1号) <聴聞（公開）>					

(25) 保安業務を行おうとする者が、不正な手段で保安機関の認定又は更新を受けた場合（液石法第35条の3第7号）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	保安機関の認定の取消し (液石法第35条の3第7号) <聴聞（公開）>			

(26) 消費設備が、技術上の基準に適合していない場合（液石法第35条の5）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことの命令 (液石法第35条の5)	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第100条第2号) ※（液石法第103条第2号）	

(27) 認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が、基準に適合していない場合（液石法第35条の6第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	認定液化石油ガス販売事業者認定の取消し (液石法第35条の10第1項) <聴聞>					

(28) 認定液化石油ガス販売事業者が、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を報告しない場合で、10日以上相当な期間を定めて報告すべきことを催告した後に、なおその期間内に報告をしない場合（液石法第35条の7）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	認定液化石油ガス販売事業者認定の取消し (液石法第35条の10第2項) <聴聞>					

(29) 許可を受けずに、貯蔵施設又は特定供給設備を設置した場合（液石法第36条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	告発 (液石法第98条第3号) ※(液石法第103条第2号)					

(30) 貯蔵施設又は特定供給設備の許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、変更許可を受けずに貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更している場合、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更している場合（液石法第37条の2第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	貯蔵施設又は特定供給設備の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第2号) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第3号) ※(液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	貯蔵施設又は特定供給設備許可の取消し (液石法第37条の7第1項第2号) <聴聞>			
		一次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第98条第4号) ※(液石法第103条第2号)			

(31) 貯蔵施設又は特定供給設備の許可又は変更許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、完成検査を受けずに当該貯蔵施設又は特定供給設備を使用している場合（液石法第37条の3第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	貯蔵施設又は特定供給設備の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第3号) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第3号) ※(液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	貯蔵施設又は特定供給設備許可の取消し (液石法第37条の7第1項第3号) <聴聞>			
		一次措置が不履行の場合	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止の命令 (液石法第26条第5号) <聴聞(公開)>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第2号) ※(液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、登録の取消しをもって対処する必要があると認める場合	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し (液石法第26条第5号) <聴聞(公開)>			

	一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第98条第2号) ※ (液石法第103条第2号)		
--	---------------------------------	---------------------------------------	--	--

(32) 充てん設備の許可を受けずに、供給設備に液化石油ガスを充てんした場合 (液石法第37条の4第1項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	告発 (液石法第98条第5号) ※ (液石法第103条第2号)					

(33) 充てん事業者が、変更許可を受けずに充てん設備の所在地、構造、設備若しくは装置を変更している場合 (液石法第37条の4第3項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	貯蔵施設又は特定供給設備の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第2号) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第3号) ※ (液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	貯蔵施設又は特定供給設備許可の取消し (液石法第37条の7第1項第2号) <聴聞>			
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第98条第6号) ※ (液石法第103条第2号)			

(34) 許可又は変更許可を受けた充てん事業者が、完成検査を受けずに当該充てん設備を使用した場合 (液石法第37条の4第4項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	その充てん設備の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第3号) <弁明>	二次措置が不履行の場合	告発 (液石法第96条の2第3号) ※ (液石法第103条第2号)	
		一次措置が不履行で、許可の取消しをもって対処する必要があると認める場合	その充てん設備の許可の取消し (液石法第37条の7第1項第3号) <聴聞>			
		一次措置が不履行で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第98条第2号) ※ (液石法第103条第2号)			

(35) 充てん設備又は充てんの方法が、技術上の基準に適合していない場合 (液石法第37条の5第1項、第2項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	技術上の基準に適合するように充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って充てんすべきことの命令 (液石法第37条の5第3項)	二次措置が不履行の場合	充てん設備の使用の停止の命令 (液石法第37条の7第1項第1号) <弁明>	三次措置が不履行の場合は告発 (液石法第96条の2第3号) ※ (液石法第103条第2号)
				二次措置が不履行の場合で、許可の取消しをもって対処する必要があると認め	充てん設備の許可の取消し (液石法第37条の7第1項第1号) <聴聞>	
				二次措置が不履行の場合で、告発をもって対処する必要があると認める場合	告発 (液石法第100条第2号) ※ (液石法第103条第2号)	

(36) 充てんを行う者の講習の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充てんを行わせた場合 (液石法第37条の5第4項)

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第98条の2第1号)			

(37) 充てん事業者が、定期に保安検査を受検していない場合（液石法第37条の6第1項（ただし書を除く。））

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第98条第2号) ※(液石法第103条第2号)			

(38) 液化石油ガス設備工事において、供給設備又は消費設備が、技術上の基準に適合していない場合（液石法第38条の2）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第1号) ※(液石法第103条第2号)			

(39) 液化石油ガス設備士以外の者が、液化石油ガス設備工事の作業に従事していた場合（液石法第38条の7）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第98条の2第2号)			

(40) 特定液化石油ガス設備工事の事業開始届出をせず、又は虚偽の届出をした者（液石法第38条の10第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第2号) ※(液石法第103条第2号)			

(41) 特定液化石油ガス工事事業者が、気密試験用器具等を備えていない場合（液石法第38条の13）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第100条第5号) ※(液石法第103条第2号)			

(42) 液化石油ガス販売事業者、保安機関又は充てん事業者が、帳簿に記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合（液石法第81条第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第3号) ※(液石法第103条第2号)			

(43) 液化石油ガス販売事業者、保安機関、充てん事業者等が、業務等に関し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（液石法第82条第1項、第2項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第4号) ※(液石法第103条第2号)			

(44) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液石法第83条第3項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 (液石法第101条第6号) ※(液石法第103条第2号)			

(45) 液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、検査させ、又は検査を行わせることが、著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があった場合（製造、輸入の事業を除く。）  
 （液石法第83条の2第1項）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	期間を定めてその液化石油ガス器具等を提出すべきことの命令 （液石法第83条の2第1項） <弁明>	一次措置が不履行の場合	告発 （液石法第100条第15号） ※（液石法第103条第2号）			

(46) 液化石油ガス販売事業者が、高圧法第39条の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときの措置  
 （第1号）施設の全部又は一部の使用を一時停止すべき命令  
 （第2号）貯蔵、移動又は廃棄の一時禁止又は制限  
 （第3号）容器の廃棄又は所在場所の変更の命令に違反した場合  
 上記各号に違反した場合とする（高圧法第39条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
	期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部又は一部の停止の命令 （液石法第26条第6号） <聴聞（公開）>	一次措置が不履行の場合	告発 （液石法第96条の2第2号） ※（液石法第103条第2号）			
	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し （液石法第26条第6号） <聴聞（公開）>					

(47) (1) から (46) 以外の違反があった場合  
 適宜必要な措置で対処する

注 ※は両罰規定

特監法の違反処理基準

(1) 特定工事に係る災害未然防止のため必要がある場合、特定工事事業者に対して施工の報告を求めたが未報告若しくは虚偽の報告をした者（特監法第7条）

一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	一次措置が不履行の場合	告発 （特監法第11条）			

別表第3（第20条関係）

聴聞の機会の付与が必要な不利益処分	
処 分 内 容	根 拠 条 項
防火対象物点検の特例認定の取消し	法第8条の2の3第6項（第36条第1項において準用する場合も含む）
危険物製造所等の許可の取消し	法第12条の2第1項
危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	法第13条の24第1項
製造又は販売営業の許可の取消し	火取法第8条
製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任命令	火取法第34条第1項
取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任命令	火取法第34条第2項
製造若しくは販売営業の許可の取消し又は停止命令	火取法第44条
第一種製造者の許可の取消し	高压法第9条
保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任命令	高压法第34条
第一種製造者の許可若しくは第一種貯蔵所の許可の取消し又は停止命令	高压法第38条第1項
第二種貯蔵者、第二種貯蔵所、販売業者又は特定高压ガス消費者の停止命令	高压法第38条第2項
検査主任者の解任命令	高压法第52条第4項
容器検査所の登録の取消し又は容器再検査若しくは付属品再検査の停止命令	高压法第53条
業務主任者又はその代理者の解任命令	液石法第22条
販売事業者の登録の取消し	液石法第25条
販売事業者の登録の取消し又はその販売事業の停止命令	液石法第26条
保安機関の認定の取消し	液石法第35条の3
認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し	液石法第35条の10第1項又は第2項
貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の許可の取消し	液石法第37条の7第1項

別表第4（第20条関係）

弁明の機会の付与が必要な不利益処分	
処 分 内 容	根 拠 条 項
防火対象物に対する改修、移転、除去等の措置命令	法第5条第1項
防火対象物に対する使用禁止等の措置命令	法第5条の2第1項
防火対象物における火災予防に必要な措置命令	法第5条の3第1項
防火管理上の措置命令	法第8条第4項（第36条第1項において準用する場合も含む）
統括防火管理者が行うべき防火管理上の措置命令	法第8条の2第6項（第36条第1項において準用する場合も含む）
危険物製造所等の使用停止命令	法第12条の2第1項及び第2項
予防規程の変更命令	法第14条の2第3項
製造施設等の基準適合命令	火取法第9条第3項
貯蔵の基準適合命令	火取法第11条第3項
火薬庫の基準適合命令	火取法第14条第2項
譲渡又は譲受許可の取消し	火取法第17条第3項
消費の許可の取消し	火取法第25条第3項
危害予防規程の変更命令	火取法第28条第4項
安定度試験実施命令	火取法第36条第2項
輸入された高圧ガス及びその容器の廃棄の命令	高圧法第22条第3項
危害予防規程の変更命令	高圧法第26条第2項
危害予防規程の遵守命令	高圧法第26条第4項
保安教育計画の変更命令	高圧法第27条第2項
災害の拡大防止措置命令	高圧法第49条の30
災害の拡大防止措置命令	高圧法第49条の35
書面の交付又は再交付の命令	液石法第14条第2項
保安業務の実施又は改善の命令	液石法第34条第3項
保安業務規程変更命令	液石法第35条第3項
貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の使用停止命令	液石法第37条の7第1項
液化石油ガス器具等の提出命令	液石法第83条の2第1項
特定事業所の設備の使用停止命令	石災法第21条第2項

別表第5（第24条関係）

公示が必要な消防法令	
処 分 内 容	根 拠 条 項
防火対象物に対する改修、移転、除去等の措置命令	法第5条第1項
防火対象物に対する使用禁止等の措置命令	法第5条の2第1項
防火対象物における火災予防に必要な措置命令	法第5条の3第1項
防火管理者の選任命令	法第8条第3項（第36条第1項において準用する場合も含む）
防火管理上の措置命令	法第8条第4項（第36条第1項において準用する場合も含む）
統括防火管理者の選任命令	法第8条の2第5項（第36条第1項において準用する場合も含む）
統括防火管理者が行うべき防火管理上の措置命令	法第8条の2第6項（第36条第1項において準用する場合も含む）
自衛消防組織の設置命令	法第8条の2の5第3項
危険物製造所等（移動タンク貯蔵所を除く）の貯蔵取扱基準適合命令	法第11条の5第1項
移動タンク貯蔵所の貯蔵取扱基準適合命令	法第11条の5第2項
危険物製造所等の維持、管理命令	法第12条第2項
危険物製造所等の使用停止命令	法第12条の2第1項及び第2項
危険物製造所等の緊急使用停止命令	法第12条の3第1項
危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	法第13条の2第4第1項
予防規程の変更命令	法第14条の2第3項
危険物製造所等（移動タンク貯蔵所を除く）についての応急措置命令	法第16条の3第3項
移動タンク貯蔵所についての応急措置命令	法第16条の3第4項
無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令	法第16条の6第1項
消防用設備等の設置維持命令	法第17条の4第1項及び第2項
保安確保機器の認定の取消し	液石法第88条第2項第1号の2

別表第6（第32条関係）

過料事件の通知が必要な消防法令違反	
処 分 対 象	根 拠 条 項
特例認定防火対象物の管理権原者の変更届出を怠った者	法第8条の2の3第5項（第36条第1項において準用する場合を含む）
特殊消防用設備等の軽微な変更届出を怠った者	法第17条の2の3第4項
第二種製造者若しくは特定高圧ガス消費者の承継の届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	高圧法第10条の2第2項（第24条の2第2項において準用する場合を含む）
販売事業者の承継届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	高圧法第20条の4の2第2項
登録行政庁の変更の届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第6条（第35条の4において準用する場合を含む）
販売所等の変更の届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第8条（第35条の4において準用する場合を含む）
販売事業者の地位承継の届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第10条（第35条の4において準用する場合を含む）
一般消費者の減少の届出義務を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第33条第2項
貯蔵施設の軽微変更の届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第37条の2第2項
液化石油ガス設備工事に係る届出を怠った者	液石法第38条の3
液化石油ガス設備工事の事業の廃止の届出を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第38条の10第2項
施行後記載した表示を怠った者又は虚偽の届出をした者	液石法第38条の11
記録を作成せず若しくは虚偽の作成又は記録若しくは配管図面を保存しなかった者	液石法第38条の12第1項